

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (人事課) 9
- 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (人事課) 10
- 亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 (情報政策課) 11
- 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の一部改正 (総務課) 14
- 亀岡市消防団条例の一部改正 (自治防災課) 15
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (自治防災課) 16
- 亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課) 17
- 亀岡市水道事業基金条例 (総務・経営課) 19
- 亀岡市下水道事業基金条例 (総務・経営課) 19
- 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 20
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 21
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課) 21
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 23

- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 23
- 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正 (保険医療課) 28

—— 規 則 ——

- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 29
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画調整課) 30
- 亀岡市文書取扱規則等の一部改正 (企画調整課) 30
- 亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (情報政策課) 32
- 職員の育児休業等に関する規則の一部改正 (人事課) 35
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 36
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 37
- 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正 (都市計画課) 43

—— 告 示 ——

- 亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付要綱 (お客様サービス課) 46
- 公示送達 (保険医療課) 49
- 公示送達 (保険医療課) 50

| | | | |
|--|----|---|----|
| ○亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計課) | 52 | —— 訓 令 —— | |
| ○亀岡市地域生活支援拠点等事業実施要綱 (障がい福祉課) | 53 | ○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課) | 75 |
| ○亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課) | 55 | ○亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱及び亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正 (企画調整課) | 76 |
| ○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) | 55 | —— 公 告 —— | |
| ○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) | 57 | ○既存集落まちづくり区域の区域指定案の縦覧 (都市計画課) | 76 |
| ○亀岡市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱 (保育課) | 60 | ○市街化区域近隣接区域の区域指定案の縦覧 (都市計画課) | 78 |
| ○亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱及び亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部改正 (企画調整課) | 61 | ○民間事業者の選定結果 (農林振興課) | 78 |
| ○公示送達 (税務課) | 61 | ○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) | 79 |
| ○令和4年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) | 62 | ○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) | 79 |
| ○公示送達 (保険医療課) | 62 | ○亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課) | 80 |
| ○都市計画法に基づく条例区域の変更 (都市計画課) | 62 | ○施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) | 80 |
| ○都市計画法等に基づく条例区域(既存集落まちづくり区域)の変更 (都市計画課) | 63 | ○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) | 80 |
| ○都市計画法等に基づく条例区域(概成団地)の変更 (都市計画課) | 63 | ○亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) | 81 |
| ○亀岡市成年後見制度利用促進事業実施要綱 (高齢福祉課) | 64 | ○施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) | 81 |
| ○軽自動車税(種別割)納税証明書の有効期限に関する要綱 (税務課) | 65 | —— 任免及び辞令 —— | |
| ○公示送達 (保険医療課) | 66 | 監査委員欄 | |
| ○亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の一部改正 (SDGs創生課) | 67 | —— 公 表 —— | |
| ○亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱の一部改正 (SDGs創生課) | 75 | ○令和3年度定期監査及び行政監査 | 82 |
| | | ○令和3年度財政援助団体等監査 | 84 |

| | | | |
|---|----|---|----|
| 教育委員会欄 | | | |
| —— 規 則 —— | | | |
| ○亀岡市立図書館運営規則の一部改正 | 87 | ○京都府知事選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 | 96 |
| —— 告 示 —— | | | |
| ○指定文化財の指定 | 88 | ○京都府知事選挙における期日前投票所 | 96 |
| ○亀岡市シニアリーダー登録要綱の一部改正 | 88 | ○京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任 | 96 |
| 選挙管理委員会欄 | | | |
| —— 告 示 —— | | | |
| ○市の投票区を定める告示の一部改正 | 90 | ○京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 | 98 |
| ○指定関係投票区の変更 | 91 | ○京都府知事選挙の開票の場所及び日時 | 98 |
| ○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 | 92 | ○京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時 | 98 |
| ○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 | 92 | | |
| ○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 | 92 | 農業委員会欄 | |
| ○京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所 | 92 | —— 公 告 —— | |
| ○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 | 93 | ○令和4年3月定例総会の開催 | |
| ○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 | 93 | | |
| ○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 | 93 | 上下水道部欄 | |
| ○京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 | 94 | —— 規 程 —— | |
| ○京都府知事選挙における各投票区の投票所 | 95 | ○亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部改正 | |
| | | ○亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正 | |
| | | ○亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の一部改正 | |
| | | ○亀岡市上下水道お客様センター設置規程の一部改正 | |
| | | —— 告 示 —— | |
| | | ○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 | |
| | | ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 | |
| | | ○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始 | |

市立病院欄

—— **規 程** ——

○亀岡市立病院職員の給与に関する規程
及び亀岡市立病院会計年度任用職員の
給与及び費用弁償並びに勤務時間、休
暇等に関する規程の一部改正 108

—— **公 告** ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果 109

公布された条例のあらまし

亀岡市会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症及び少子高齢化
への対応が重なる保育所等に勤務する者の処
遇改善のため、給料月額に加算に関する規定
を設けることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することと
した。ただし、1の改正については、令和4
年2月1日から適用することとした。

職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例要綱

- 1 育児休業及び部分休業の申出ができる非常
勤職員の要件を緩和することとした。
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に
関する措置等を講ずることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行す
ることとした。

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例要綱

- 1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、市の機関等への申請等について、情報通信技術を活用する方法により行うことを可能とするため、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開条例の一部を改正する条例要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例要綱

- 1 消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、出勤報酬を次のように改めることとした。

| | | | | |
|-----|---------|--------|-------------|--------|
| 改正前 | 出勤1回につき | 2,000円 | | |
| 改正後 | 出勤1日につき | 災害出勤 | 2時間以下 | 2,000円 |
| | | | 2時間を超え3時間以下 | 3,000円 |
| | | | 3時間を超え4時間以下 | 4,000円 |
| | | | 4時間を超え5時間以下 | 5,000円 |
| | | | 5時間を超え6時間以下 | 6,000円 |
| | | | 6時間を超え7時間以下 | 7,000円 |
| | | | 7時間を超える場合 | 8,000円 |
| | | 訓練出勤 | 2時間以下 | 2,000円 |
| | | | 2時間を超え3時間以下 | 3,000円 |
| | | | 3時間を超える場合 | 4,000円 |

- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

- 1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡駅北土地区画整理事業により設置された公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定することとした。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|-----------------|
| 亀岡駅北1号公園 | 亀岡市追分町一本木、下島地内 |
| 亀岡駅北2号公園 | 亀岡市追分町中河原、一本木地内 |
| 亀岡駅北3号公園 | 亀岡市追分町下島地内 |
| 亀岡駅北4号公園 | 亀岡市余部町清水、古川地内 |

- 2 亀岡駅北1号公園駐車場及びコンセント並びに亀岡駅北3号公園フットサル場及びスケートボード広場を有料公園施設とし、使用時間及び使用料の規定を新たに設けることとした。
- 3 亀岡駅北3号公園における運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、100分の60とすることとした。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市水道事業基金条例要綱

- 1 水道施設の建設改良、企業債の償還等に必要な財源を確保することにより、将来にわたる水道事業の健全な運営に資するため、亀岡市水道事業基金を設置することとした。
- 2 その他基金の管理、処分等について所要の規定を設けることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市下水道事業基金条例要綱

- 1 下水道施設の建設改良、企業債の償還等に必要な財源を確保することにより、将来にわたる下水道事業の健全な運営に資するため、亀岡市下水道事業基金を設置することとした。
- 2 その他基金の管理、処分等について所要の規定を設けることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、市長等の令和4年度からの期末手当の支給割合を年間0.1月分引き下げて、次のとおりとすることとした。

| 支給月 | 改正前 | 改正後 |
|-----|---------|---------|
| 6月 | 1.675月分 | 1.625月分 |
| 12月 | 1.675月分 | 1.625月分 |
| 合計 | 3.35月分 | 3.25月分 |

- 2 令和4年6月に支給する期末手当について、特例を設けることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の令和4年度からの期末手当の支給割合を年間で0.15月分（再任用職員は0.1月分）引き下げて、次のとおりとすることとした。

| | 現 行 | 改正案 | 増 減 |
|-----------|----------------------------|---------------------------|----------|
| (一般職員) | 100分の127.5 (年間100分の255) | 100分の120 (年間100分の240) | △100分の15 |
| (幹部職員) | 100分の107.5 (年間100分の215) | 100分の100 (年間100分の200) | △100分の15 |
| (再任用一般職員) | 100分の72.5 (年間100分の145) | 100分の67.5 (年間100分の135) | △100分の10 |
| (再任用幹部職員) | 100分の62.5 (年間100分の125) | 100分の57.5 (年間100分の115) | △100分の10 |

- 2 令和4年6月に支給する期末手当について、特例を設けることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
- (1) 世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。）がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額とすることとした。
- (2) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を650,000円（現行630,000円）に、後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を200,000円（現行190,000円）に改めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり
亀岡市税条例等の一部を改正した。
 - (1) 土地に係る負担調整措置について、令和
4年度に限り、商業地に係る課税標準額の
上昇幅を評価額の2.5%とすることとし
た。
 - (2) 住宅ローン控除の適用者について、所得
税額から控除しきれない額を控除限度額の
範囲内で個人住民税から控除することとし
た。
 - (3) 納税環境の整備を進めるため、電子申告
等の対象税目・納付手段を拡大することと
した。
 - (4) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定め
ることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行し
た。

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条
例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と
して、令和4年度においても新型コロナウイ
ルス感染症の影響により収入が減少した被保
険者等に係る国民健康保険料の減免を行うた
め、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和4年3月31日から施行
した。

条 例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和4年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）
の一部を次のように改正する。

第32条を第33条とし、第31条の次に次
の1条を加える。

（最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給
料額及び報酬額）

第32条 第16条第1項及び第26条第1項
の規定により算出した額が最低賃金法（昭和
34年法律第137号）第3条に規定する最
低賃金額を下回る場合は、勤務1時間当たり
の額が同法に規定する地域別最低賃金におい
て定める最低賃金額となる額を給料額及び報
酬額とする。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定め
る職にある者の給料月額は、この表の額
に4,000円をそれぞれ加算した額と
する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(ア)を削り、(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、情報通信技術を活用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。
- (2) 市の機関等 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき設置される市の執行機関、病院事業管理者、議会若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項

に規定する指定管理者をいう。

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を活用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認

められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける意思を規則等で定める方式により表示した場合に限る。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等に署名等を行うことが規定されているものを第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等に書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等に署名等を行うことが規定されているものを第1項に規定する電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、市の機関等が、当該申請をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるところにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該条例等の規定にかかわらず、添付を要しないものとすることができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡
市情報公開条例の一部を改正する
条例

(亀岡市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 亀岡市個人情報保護条例(平成12年
亀岡市条例第37号)の一部を次のように改
正する。

第2条第2号中「独立行政法人等の保有す
る個人情報の保護に関する法律(平成15年
法律第59号)第2条第1項」を「個人情
報の保護に関する法律(平成15年法律第57
号)第2条第9項」に改める。

第34条第1項第1号中「第52条第1
項」を「第52条」に改める。

(亀岡市情報公開条例の一部改正)

第2条 亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡
市条例第32号)の一部を次のように改正す
る。

第7条第2号ウ中「独立行政法人等の保有
する個人情報の保護に関する法律(平成15
年法律第59号)第2条第1項」を「個人情
報の保護に関する法律(平成15年法律第
57号)第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和30年亀岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|---------|--------|
| 出動1回につき | 2,000円 |
|---------|--------|

」

を

「

| | | | |
|---------|------|-------------|--------|
| 出動1日につき | 災害出動 | 2時間以下 | 2,000円 |
| | | 2時間を超え3時間以下 | 3,000円 |
| | | 3時間を超え4時間以下 | 4,000円 |
| | | 4時間を超え5時間以下 | 5,000円 |
| | | 5時間を超え6時間以下 | 6,000円 |
| | | 6時間を超え7時間以下 | 7,000円 |
| | | 7時間を超える場合 | 8,000円 |
| | 訓練出動 | 2時間以下 | 2,000円 |
| | | 2時間を超え3時間以下 | 3,000円 |
| | | 3時間を超える場合 | 4,000円 |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の5中「100分の50」を「100分の50（亀岡駅北3号公園にあつては、100分の60）」に改める。

別表第1に次のように加える。

| | | |
|----|----------|-----------------|
| 38 | 亀岡駅北1号公園 | 亀岡市追分町一本木、下島地内 |
| 39 | 亀岡駅北2号公園 | 亀岡市追分町中河原、一本木地内 |
| 40 | 亀岡駅北3号公園 | 亀岡市追分町下島地内 |
| 41 | 亀岡駅北4号公園 | 亀岡市余部町清水、古川地内 |

別表第2に次のように加える。

| | | |
|-------------------|----------|------|
| 亀岡駅北1号公園駐車場 | 亀岡駅北1号公園 | 便益施設 |
| 亀岡駅北1号公園コンセント | 亀岡駅北1号公園 | 便益施設 |
| 亀岡駅北3号公園フットサル場 | 亀岡駅北3号公園 | 運動施設 |
| 亀岡駅北3号公園スケートボード広場 | 亀岡駅北3号公園 | 運動施設 |

別表第3第3項に次の3号を加える。

(1) 亀岡駅北1号公園駐車場及び亀岡駅北1号公園コンセント

| 施設 | 使用単位 | 金額 |
|---------------|------|------|
| 亀岡駅北1号公園駐車場 | 1時間 | 300円 |
| 亀岡駅北1号公園コンセント | 1時間 | 100円 |

(備考)

- 1 亀岡駅北1号公園駐車場について、入庫から1時間を経過するまでに出庫する場合は、使用料を徴収しない。
- 2 亀岡駅北1号公園コンセントについて、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。

(12) 亀岡駅北3号公園フットサル場

| 区分 | | 使用単位 | 金額 |
|----------------------|-----------------------------|------|--------|
| 全面使用 | 平日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 2,000円 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 3,000円 |
| 部分使用 (2分の1使用する場合) | 平日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 1,000円 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 1,500円 |
| 夜間照明 | 全面使用 | 1時間 | 1,000円 |
| | 部分使用(2分の1使用する場合) | 1時間 | 500円 |

(備考)

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額とする。

(13) 亀岡駅北3号公園スケートボード広場

| 区分 | | 使用単位 | 金額 |
|------|-----------------------------|------|--------|
| 個人使用 | 平日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 0円 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 100円 |
| 専用使用 | 平日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 1,000円 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時まで | 1時間 | 2,000円 |

(備考)

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 3 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合の使用料は、この表に定める額にその5割相当額を加算した額（平日に個人使用する場合は、1時間当たり100円）とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業基金条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市水道事業基金条例

(設置)

第1条 水道施設の建設改良、企業債の償還等に
必要な財源を確保することにより、将来に
わたる水道事業の健全な運営に資するため、
亀岡市水道事業基金（以下「基金」とい
う。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、亀岡市水
道事業会計予算（以下「予算」という。）で
定める額とする。

(管理)

第3条 基金は、水道事業の管理者の権限を行
う市長（以下「管理者」という。）が管理す
る。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金、
有価証券の保有その他最も確実かつ有利な方
法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に
計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認める
ときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率
を定めて、基金に属する現金を事業費その他
の経費に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当す
る場合に限り、その全部又は一部を処分する

ことができる。

- (1) 水道施設の建設又は改良に必要な経費の
財源に充てるとき。
- (2) 水道事業に係る企業債の償還及び利息の
支払の財源に充てるとき。
- (3) 水道施設の災害復旧に必要な経費の財源
又は災害により生じた減収を埋めるための
財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の
管理に関し必要な事項は、管理者が別に定め
る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下水道事業基金条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市下水道事業基金条例

(設置)

第1条 下水道施設の建設改良、企業債の償還
等に必要な財源を確保することにより、将来
にわたる下水道事業の健全な運営に資するた
め、亀岡市下水道事業基金（以下「基金」と
いう。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、亀岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が管理する。

2 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 下水道施設の建設又は改良に必要な経費の財源に充てるとき。
- (2) 下水道事業に係る企業債の償還及び利息の支払の財源に充てるとき。
- (3) 下水道施設の災害復旧に必要な経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から

第3項まで又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員

127.5分の15

イ 幹部職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員

72.5分の10

イ 幹部職員 62.5分の10

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市

条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第16条の6の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の6の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第20条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「減額した額」を「減額して得た額」に、「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して

得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課

額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の6の10、第20条及び第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第32条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の4第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の4第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の3第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「規定より」を「規定により」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第35条の3第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし

書」に改める。

第35条の4第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記しなければならない」を「付記しなければならない」に改める。

第35条の4の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第35条の4の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第46条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同

条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第84条の2第1項第1号中「未満のもの」の次に「若しくは軽自動車等を所有することが困難と認められるもの」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条

第39項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、同条第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の4第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条を削る。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(令和3年亀岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち第35条の4の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第35条の4の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第3条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第17項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第5項及び第7項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第8項、第10項及び第11項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第10項」を「附則第12項」に、「附則第10項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第12項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第11項から第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「附則第5項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第7項とする。

附則中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第35条の4の2の見出し及び同条第1項並びに第35条の4の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第32条第4項及び第6項、第34条の3第1項及び第2項、第35条の3第1項ただし書及び第2項並びに第35条の4第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（亀岡市税条例等の一部を改正する条例（令和3年亀岡市条例第10号）附則第2

条第3項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第35条の4の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第35条の4の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の亀岡市税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の4の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の4の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の4の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の4の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例

の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）

第4条 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和4年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に1条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則に次の1項を加える。

14 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの及び令和3年度相当分の保険料額であつて、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているものの全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（給料月額に加算を受ける会計年度任用職員）

第27条 条例別表第1備考の市長が規則で定める職は、次に掲げるものとする。

- (1) 亀岡市立保育所で勤務する職
- (2) 亀岡市立認定こども園で勤務する職
- (3) 亀岡市立幼稚園で勤務する職
- (4) 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）第2条に規定する放課後児童会で勤務する職

別表第2中「第27条関係」を「第28条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」に改め、同表健康福祉部の部高齢福祉課の項を次のように改める。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 高齢福祉課 | 高齢者係 介護保険係 介護事業所係 介護認定係 生活支援係 |
|-------|----------------------------------|

別表第3中「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | |
|-----------|----|
| 環境クリーン推進課 | 環推 |
|-----------|----|

」を

「

| | |
|---------|---|
| 資源循環推進課 | 資 |
|---------|---|

」に改める。

（亀岡市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第2条 亀岡市職員安全衛生管理規則（平成3年亀岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第4中「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」に改める。

（管理職手当支給規則の一部改正）

第3条 管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局及び教育機関の項中「担当副課長」の次に「、図書館副館長」を加える。

（出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正）

第4条 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表12の項から15の項までの規定中「環境クリーン推進課長」を「資源循環推進課長」に改める。

別表中42の項を43の項とし、31の項から41の項までを1項ずつ繰り下げ、30の項の次に次の1項を加える。

| | | | |
|-------------------------|--------|---------------|--|
| 31 川の駅・亀岡水辺公園使 用料の収納 | 商工観光課長 | 商工観光課担当 職員 | |
|-------------------------|--------|---------------|--|

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年亀岡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 次に掲げるもの（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125

号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機及び申請等をする者の使用に係る電子計算機であって市長が別に定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等の方法)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市の機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第11条及び第15条において同じ。）及び前条第2項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料又は使用料の納付)

第6条 条例第3条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を活用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと市の機関等が認める場合

2 条例第3条第6項の規定により同条第1項から第5項までの規定の適用を受ける場合における第3条の規定の適用については、同条中「申請等」とあるのは、「申請等(同条第6項の規定により同条第1項の規定を適用する部分に限る。次条から第6条までにおいて同じ。)」とする。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって市長が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第9条 市の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市の機関等の定めると

ころにより、市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 市の機関等は、前項の処分通知等を行うときは、原則として、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長が別に定めるところによる届出

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める方式

(処分通知等において氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

(処分通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと市の機関等が認める場合

2 条例第4条第5項の規定により同条第1項から第4項までの規定の適用を受ける場合における第8条の規定の適用については、同条中「処分通知等」とあるのは、「処分通知等(同条第5項の規定により同条第1項の規定を適用する部分に限る。次条から第11条までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市の機関等は、条例第5条第1項の規定により同項の当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により縦覧等を行うときは当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に据え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等の方法)

第14条 市の機関等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(作成等における氏名又は名称を明らかにする措置)

第15条 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(添付書面等の省略)

第16条 条例第7条に規定する規則等で定める書面等は次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 書面等 | 措置 |
|--|---|
| 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | 次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された第2条第2項第2号アに掲げる署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の市の機関等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市の機関等への提示 (3) 個人番号カードの市の機関等への提示 |
| 亀岡市印鑑条例（昭和50年亀岡市条例第18号）第13条第2項の規定により市長が交付する印鑑登録証明書 | 前項右欄第1号に掲げる措置 |

(その他の手続等への準用)

第17条 市の機関等の所管する事務に係る手続等であって、条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例によるものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、市の機関等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を活用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

職員の育児休業等に関する規則の
一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「第19条第2号イ」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第45条の次に次の1条を加える。

（原動機付自転車の試乗標識の交付の対象者及び期間）

第45条の2 条例第85条の2第1項に規定する原動機付自転車試乗標識は、市内において原動機付自転車の販売を業とする者で軽自動車税を課せられる原動機付自転車を所有するものに対し、1枚を限度として交付する。この場合において、当該試乗標識の使用期間は1年以内とし、期間経過後は直ちに返納するものとする。

別記第9号様式中「㊟」を削る。

別記第9号の2様式中「印」及び

「 納入場所

亀岡市役所

亀岡市指定金融機関

亀岡市指定代理金融機関

亀岡市収納代理金融機関

なお郵便局をご利用の際は別添の指定通知書を提出のうえ納入してください。

」を削る。

別記第22号様式、別記第34号様式、別記第35号様式、別記第35号の4様式、別記第49号様式、別記第54号様式及び別記第55号様式中「㊟」を削る。

別記第67号様式中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

別記第68号様式及び別記第70号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記第35号様式については、令和4年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中

「

| |
|---------------|
| 被保険者証 記号番号 |
|---------------|

」を「

| |
|---------------|
| 被保険者 記号・番号 |
|---------------|

」に改める。

別記第4号様式及び別記第7号様式中

「

| |
|----------------|
| 被保険者証 記号・番号 |
|----------------|

」を「

| |
|---------------|
| 被保険者 記号・番号 |
|---------------|

」に改める。

別記第9号様式及び別記第9号様式の2を次のように改める。

第9号様式（第16条関係）

- 国民健康保険食事療養標準負担額減額認定申請書
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 国民健康保険限度額適用認定

| | | |
|----|----|-----|
| 課長 | 係長 | 受付者 |
| | | |

※本様式の中をご記入ください。

| | | | | | | |
|-----------|---------|-----|------|-----|------|-------|
| 被保険者記号・番号 | 亀 | — | 住所 | 亀岡市 | 個人番号 | |
| 世帯主 | 氏名 | | 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 適用・減額対象者 | 世帯主との続柄 | () | 電話番号 | () | | |

※長期入院
減額認定を受けている方で、申請日の月以前12ヶ月の入院日数が90日を超えている方
(減額認定期間に限る)

| | | | | | | |
|-------------------|-----------------|--------------|--|-----|--|----|
| 申請日の前1年間の入院期間（日数） | 年 月 日から 年 月 日まで | 名称 | | 所在地 | | 日間 |
| ① | | 入院をした保険医療機関等 | | | | |
| 申請日の前1年間の入院期間（日数） | 年 月 日から 年 月 日まで | 名称 | | 所在地 | | 日間 |
| ② | | 入院をした保険医療機関等 | | | | |

| | | | | | |
|-------|------------------|-------|---|-------------------|-------|
| 交付年月日 | 年 月 日 | 発効期 | 年 月 日 | 長期入院該当 (※翌月1日) | 年 月 日 |
| 有効期限 | 年 月 日 | 退職扶養 | <input checked="" type="checkbox"/> 65~69歳確認要【該当・非該当】 | | 年 月 日 |
| 適用区分 | 【70歳未満】ア・イ・ウ・エ・オ | 現役並みⅠ | 現役並みⅡ | 低所得者Ⅰ | 低所得者Ⅱ |
| ※該当に○ | ○ | | | | |

| | |
|---------|---|
| 資格取得日 | 年 月 日 |
| 年齢 | 歳 (交付日時点) |
| 納税情報その他 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (所得 (課税) 証明書等添付) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (所得 (課税) 証明書等添付) <input type="checkbox"/> 再発行 (前回交付年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 別世帯代理人申請 (委任状、代理人本人確認書類添付) <input type="checkbox"/> 交付日以降 <input type="checkbox"/> 該当の場合 <input type="checkbox"/> 記入 |
| 受付印 | |

第9号様式の2（第16条関係）

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

受付印

| | | | | | | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|------|-------|
| 被保険者記号・番号 | 亀 | — | 住所 | 亀岡市 | 個人番号 | () |
| 世帯主 | 氏名 | | 氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 減額対象者 | 世帯主との続柄 | | 電話番号 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 減額認定証の交付を受けている者 | 交付年月日 | 年 月 日 | 長期該当年月日 | 年 月 日 | | 日 |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------|----|-----|--|
| 食事療養を受けた保険医療機関等 | 名称 | | 所在地 | |
| 入院期間（日数） | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | |
| 入院期間に受けた食事療養に対し支払った額（標準負担額） | | 円 | | |
| 減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由 | | | | |
| 上記のとおり申請します。 | | | | |

年 月 日
(宛先) 亀岡市長

住所 亀岡市
氏名 世帯主
個人番号 ()
電話番号 ()

| | | |
|----------|----------------|----------|
| 支払指定金融機関 | 銀行 金庫 農協 | 本店 支店 |
| 預金種別 | 普通・当座 | |
| 口座番号 | | |
| 口座名義 | フリガナ | |

委任の場合

上記の標準負担額差額の受領を _____ に委任します。

年 月 日 世帯主 氏名

| | | |
|------------|-----------------|-----------------------|
| 亀岡市 処理欄 | 差額支給 却下 (理由) | () 円 × () 回 = () 円 |
|------------|-----------------|-----------------------|

別記第11号様式及び別記第12号様式中

「被保険者証 記号・番号」を「被保険者 記号・番号」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第18条関係） (表)

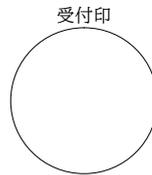
| 一般 退職 | 7割 8割 9割 | 70歳未満 | 年度所得区分 | | 多数該当 回目 | 未納 | 福祉医療 |
|----------|----------------|-------|-------------|---------------|---------|-----|------------|
| | | | ア | 70歳以上 | | | |
| | | | 現役並(~H30.7) | 現役並(I・II・III) | 外来・入院 | 有・無 | 老・障 子・親 |
| | | | 一般 | 低I | | | |
| | | | エ | 低II | | | |
| | | | オ | | | | |

国民健康保険高額療養費支給申請書 (年 月分診療分)

| | | | |
|--|--|---------|------------------|
| ① 被保険者 記号・番号 | 亀岡市 - | | |
| ② 療養を受けた 被保険者の氏名、 個人番号、生年月日 | 氏名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | ③ 世帯主 と 続柄 |
| | 個人番号 | | |
| ④ 傷病名 | | | |
| ⑤ 療養を受けた 病院、診療所、薬局 等の名称及び所在地 | 名称 | 別添のとおり | |
| | 所在地 | | |
| ⑥ ⑤の病院等で 療養を受けた期間 | 入院 | 年 月 日から | 日間 |
| | 外来 | 同月 日まで | |
| ⑦ ⑥の期間に受けた 療養に対し病院等 で支払った額 | | | 円 |
| ⑧ 診療費につき公費 負担がありますか (ありましたか) | ある・ない | | |
| ⑨ 備考 | 第三者行為又は業務上の事故【該当(第三者・業務上)・非該当】 | | |
| 上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 住所 亀岡市..... 世帯主 氏名 個人番号 電話番号 (.....) | | | |
| 委任の欄 | この欄は給付金の受領を人に頼むときだけ記入してください。 上記の高額療養費の受領を.....に委任します。 年 月 日 世帯主 氏名..... | | |

※太枠の中のみ、ご記入ください。

| | | | | | | |
|---------|------------------|------------------------|--|--|--|--|
| 支払場所の指定 | 支払金融機関 又は支払場所 | 銀行 本店 信用金庫 支店 農協 | | | | |
| | 預金の種別 及び口座番号 | 普通 当座 | | | | |
| | (フリガナ) 口座名義 | (.....) | | | | |



(受付者)

(裏)

高額療養費世帯合算等判定欄

(合算) 高額療養費

| 一般退職の別 | 受診者名 | 傷病名 | 受診機関名称 受診機関所在地 | 入院・入院 外等の別 | 療養期間 | 患者自己負担額 (費用徴収額) | 公費 番号 |
|-------------------|------|-----|-------------------|----------------|-----------------|--------------------|----------|
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |

(合算) 療養費

| 一般退職の別 | 受診者名 | 傷病名 | 受診機関名称 受診機関所在地 | 入院・入院 外等の別 | 療養期間 | 患者自己負担額 (費用徴収額) | 公費 番号 |
|-------------------|------|-----|-------------------|----------------|-----------------|--------------------|----------|
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |

(長期疾病)

| 一般退職の別 | 受診者名 | 傷病名 | 受診機関名称 受診機関所在地 | 入院・入院 外等の別 | 療養期間 | 患者自己負担額 (費用徴収額) | 公費 番号 |
|-------------------|------|-------|-------------------|----------------|-----------------|--------------------|----------|
| 一般 退職 70歳以上 | | | | 入院・外来 歯科・調剤 | 月 日 ~ 月 日 | | |
| 受療証交付年月日 | | 年 月 日 | 認定疾病名 | | | | |

別記第13号様式の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。

第14号様式(第19条関係)

※ この欄には、記入しないでください。

| | | |
|------|------------|-------|
| 整理番号 | 1支給する 円 | (受付印) |
| 資格取得 | (理由) | |
| 資格確認 | 2支給しない | |
| 喪失 | | |
| 摘要 | | (受付者) |

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

| | | |
|--|--|---------------------------|
| 被保険者 記号・番号 | 出生した 被保険者の氏名 | 世帯主 の 続柄 |
| 世帯主氏名 | 生年月日 | 年月日 |
| 申請金額 | 円 | |
| 出産年月日 | 年月日 | |
| 出生児の氏名等 | 男・女 | 世帯主との続柄 |
| 生産・死産の別 | 生産・死産 | 出産週数 |
| 名称 | | 週 |
| 出生した病院等 所在地 | | |
| 上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者(世帯主) 住所 市 区 町 丁目 番 号 | | |
| (宛先) 亀岡市長 氏名 電話番号 | | |
| 委任の 欄 | この欄は給付金の 受領を人に頼むと きだけ記入してく ださい。 | 上記出産育児一時金の受領を.....に委任します。 |

| | | |
|----------------|-----------------|------------|
| 振込先金融機関 | (フリガナ) 口座名義 | 預金種別及び口座番号 |
| 銀行 金庫 農協 | () 本店 支店 | 普通 当座 |

第15号様式(第20条関係)

※ この欄には、記入しないでください。

| | | |
|------|------------|-------|
| 整理番号 | 1支給する 円 | (受付印) |
| 資格取得 | (理由) | |
| 資格確認 | 2支給しない | |
| 喪失 | | |
| 摘要 | | (受付者) |

国民健康保険葬祭費支給申請書

| | | |
|--|--|-----------------------|
| 被保険者 記号・番号 | 死亡した 被保険者の氏名 | 世帯主 の 続柄 |
| 世帯主住所 | 生年月日 | 年月日 |
| 世帯主氏名 | 年月日 | |
| 死亡した年月日 | 年月日 | |
| 葬祭を行った年月日 | 年月日 | |
| 葬祭を行った場所 | | |
| 上記のとおり申請します。 年 月 日 申請者(葬祭を行った者) 住所 市 区 町 丁目 番 号 | | |
| (宛先) 亀岡市長 氏名 死亡した被保険者との関係(続柄) 電話番号 | | |
| 委任の 欄 | この欄は給付金の 受領を人に頼むと きだけ記入してく ださい。 | 上記葬祭費の受領を.....に委任します。 |

※ 葬祭を行った者が確認できる書類がない、又は書類上複数名確認できる場合は裏面申立書に記入してください。

| | | |
|----------------|-----------------|------------|
| 振込先金融機関 | (フリガナ) 口座名義 | 預金種別及び口座番号 |
| 銀行 金庫 農協 | () 本店 支店 | 普通 当座 |

別記第15号様式の2中

「被 保 険 者 証
記 号 ・ 番 号」 を 「被 保 険 者
記 号 ・ 番 号」 に改める。

別記第17号様式の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に、「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険被保険者証等」に改める。

別記第18号様式中「被保険者証の記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

別記第19号様式及び別記第22号様式中

「被 保 険 者 証
記 号 ・ 番 号」 を 「被 保 険 者
記 号 ・ 番 号」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部改正)
- 2 亀岡市福祉医療費支給条例施行規則（昭和50年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「被 保 険 者 証
の 記 号 番 号」 を 「被 保 険 者
記 号 ・ 番 号」 に改める。

別記第2号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

別記第9号様式中

「被 保 険 者 証、 共 済 組 合 員 証
又 は 加 入 者 証 の 記 号 番 号」 を 「被 保 険 者 記 号 ・ 番 号」 に改める。

別記第10号様式中

「被 保 険 者 証
記 号 番 号」 を 「被 保 険 者
記 号 ・ 番 号」 に改める。

別記第11号様式中

「被 保 険 者 証
の 記 号 番 号」 を 「被 保 険 者
記 号 ・ 番 号」 に改める。

(亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

3 亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

| | | | |
|--------------------------|---|-------------------------|-------|
| 「 被保険者証 の記号番号 」 | を | 「 被保険者 記号・番号 」 | に改める。 |
|--------------------------|---|-------------------------|-------|

(亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

4 亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

| | | | |
|--------------------------|---|-------------------------|-------|
| 「 被保険者証の 記号番号 」 | を | 「 被保険者 記号・番号 」 | に改める。 |
|--------------------------|---|-------------------------|-------|

別記第6号様式中

| | | | |
|---------------------------------------|---|-----------------------|-------|
| 「 (被保険者証、組合員証又は 加入者証の記号番号) 」 | を | 「 (被保険者記号・番号) 」 | に改める。 |
|---------------------------------------|---|-----------------------|-------|

別記第9号様式中

| | | | |
|---------------------------|---|-------------------------|-------|
| 「 被保険者証等 の記号番号 」 | を | 「 被保険者 記号・番号 」 | に改める。 |
|---------------------------|---|-------------------------|-------|

別記第9号様式の2中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

別記第10号様式中

| | | | |
|----------------------------------|---|--------------------------------|-------|
| 「 被保険者証又は共済 組合員証の記号番号 」 | を | 「 被 保 険 者 記 号 ・ 番 号 」 | に改める。 |
|----------------------------------|---|--------------------------------|-------|

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年亀岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第7条の表第3号の項中

「(1) 保津地区、馬路地区、千歳地区、葎田野地区又は吉川地区において、次のアからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの」

を

「(1) 保津地区、馬路地区、千歳地区又は葎田野地区において、次のアからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの（ウからキまでに掲げるもののうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）」

に、

「(3) 河原林町勝林島地区において、次のアからウまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの

ア 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

ウ (1)ウからキまでに掲げるもの」

を

「(3) 河原林町勝林島地区において、次のアからウまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの（ウに掲げるもののうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）

ア 自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

ウ (1)ウからキまでに掲げるもの

(4) 吉川地区において、(1)アからキまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの」

に改める。

第8条の表第4号の項中

「(1) 保津地区、馬路地区、千歳地区、葶田野地区又は吉川地区における次のアからコまでに掲げるもの」

を

「(1) 保津地区、馬路地区、千歳地区又は葶田野地区における次のアからコまでに掲げるもの（オからコまでに掲げるものうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）」

に、

「(3) 河原林町勝林島地区における次のアからウまでに掲げるもの

ア 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

ウ (1)オからコまでに掲げるもの」

を

「(3) 河原林町勝林島地区における次のアからウまでに掲げるもの（ウに掲げるものうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）

ア 自己の居住の用に供する専用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

イ 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）

ウ (1)オからコまでに掲げるもの

(4) 吉川地区において、(1)アからコまでに掲げる建築物の建築の用に供する目的で行うもの」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第17号

亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費
補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市災害時避難所用取水施設等
整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飲用水等（飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいう。以下同じ。）の確保が困難な地域で、地域住民が災害時に避難する避難所において、公衆衛生の向上及び環境の改善を図るため、飲用水等の取水施設等の整備に要する費用について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 各町住民の総意により結成された自治組織として、市長が認めた自治会、区等をいう。
- (2) 避難所 指定緊急避難場所、指定避難所及び一時避難施設として本市が指定する施設（ただし、本市の公共施設を除く。）をいう。

(補助対象地域)

第3条 亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる区域を除く市内全域とする。

- (1) 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）第4条第2項第1号アに規定する水道事業の給水区域及び同項第3号に規定する飲料水供給施設の給水区域
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道から水の供給を受ける区域（補助対象施設）

第4条 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象地域内の避難所とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象施設を所有し、又は借り受けて使用する自治会等とする。

2 補助対象者が、過去にこの要綱によるもののほか同様の補助又は公共事業等の施行に伴う補償を受けた場合は、当該補助又は補償を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過するまで補助金の交付を申請することができない。ただし、災害等により既設の水源（井戸、山水等）が枯渇し、汚染し、又は破損した場合において、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新設工事又は更新工事（修繕工事及び補助金を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過するまでの事業に係る工事を除く。）に係る費用であって、次に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打ち抜き工事及び素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 貯水タンク設置工事費
- (5) ろ過設備工事費
- (6) 消毒設備工事費
- (7) 電気導線工事費
- (8) 給水開始前の水質検査費

（水質検査）

第7条 前条第8号に掲げる給水開始前の水質検査とは、前条第1号から第6号までのいずれかの工事完了後、当該施設設備を経た給水栓水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項の全項目及び消毒の残留効果（消毒設備を設置している場合に限る。）を水質検査機関（法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けたものをいう。）が検査することをいう。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、工事に着手する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 事業予定場所の土地の登記事項証明書
- (3) 事業予定場所の公図の写し
- (4) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し

- (5) 設計図面（平面図）
- (6) 土地使用承諾書（別記第2号様式）
- (7) 事業に係る収支予算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の着手）

第11条 申請者は、緊急その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手する場合には、あらかじめ亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金指令前着手届（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（計画の変更等の承認届出）

第12条 第9条の規定による補助金の交付決定を受けた後に補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業計画変更（中止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助対象者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 水質検査結果の写し
- (7) 事業に係る収支決算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 申請者が、前条の規定による通知を受けたときは、市長に亀岡市災害時避難所用取水施設等整備事業費補助金交付請求書（別記第9号様式）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(調査又は報告)

第16条 市長は、申請者に対し、補助事業を適正に執行するために必要な調査をし、又は報告を求めることができる。

(補助金交付の取消し)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(施設の維持管理)

第19条 申請者は、補助事業により整備した取水施設等について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正)

2 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 自治会等 各町住民の総意により結成された自治組織として、市長が認めた自治会、区等をいう。
- (3) 避難所 指定緊急避難場所、指定避難所及び一時避難施設として、本市が指定する施設（ただし、本市の公共施設を除く。）をいう。

第4条中「又は補助対象地域内」を「、補

助対象地域内」に改め、「代表者」の次に
「又は避難所を所有し、若しくは借り受けて
使用する自治会等」を加える。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第18号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和3年度後期高齢者医療保険料
督促状7期分
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第19号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | | | 送達を受けるべき者 | |
|----|--------------|--------------|---------|-----------|-----|
| | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 更正・決定 通知書 | 令和3年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 2 | 更正・決定 通知書 | 令和3年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 | 令和3年度 第4期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 4 | 督促状 | 令和3年度 第5期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 | 令和3年度 第6期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 | 令和3年度 第7期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 14 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 15 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

| | | | | | |
|----|-----|--------------|---------|----|----|
| 16 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 17 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 18 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 19 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 20 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 21 | 督促状 | 令和3年度 第8期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定（平成14年亀岡市告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

表中

「

| | |
|----------|--|
| 指定代理金融機関 | 京都信用金庫 京都農業協同組合 京都北都信用金庫 京都中央信用金庫 株式会社三井住友銀行 |
|----------|--|

」を

「

| | |
|----------|--|
| 指定代理金融機関 | 京都信用金庫 京都農業協同組合 京都北都信用金庫 京都中央信用金庫 |
|----------|--|

」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び孤立化に備え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援することを目的として、亀岡市における地域生活支援拠点等（以下「亀岡市地域生活支援拠点等」という。）を整備する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援拠点等 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に規定する地域生活支援拠点等をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱におけ

る用語の意義は、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において使用する用語の例による。

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 亀岡市地域生活支援拠点等が有する機能（以下「機能」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

(対象者)

第4条 亀岡市地域生活支援拠点等における支援の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する障害者等
- (2) その他市長が支援の必要があると認める者

(事業者の登録)

第5条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「事業者」という。）と分担して機能を担う体制を整備するため、事業者の登録を行うものとする。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
- (3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (5) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号

に規定する指定障害児相談支援事業者
(登録の申請)

第6条 事業者が機能を担おうとするときは、事業を開始する月の前月15日までに亀岡市地域生活支援拠点等事業者登録申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、当該事業者の事業の運営についての重要事項に関する規程(機能を担う旨の記載があるもの(変更の途中であるものを含む。))に限る。)の写し、その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、亀岡市地域生活支援拠点等事業者登録通知書(別記第2号様式)により、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(登録の変更又は廃止)

第8条 前条の規定による通知を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、登録された内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、亀岡市地域生活支援拠点等事業者登録事項変更・廃止届出書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(記録の整備)

第9条 登録事業者は、機能を担う上で実施した事業の記録を整備し、その完結の日から5年間保存するとともに、市長の求めがあるときは、これを提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第22号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

| 管理を行わせる公の施設の名称 | 指定管理者となる団体の名称 | 指定の期間 |
|------------------|---------------|---------------------------|
| 川の駅・亀岡水辺公園 | 保津川遊船企業組合 | 令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで |
| 亀岡市都市公園（保津川水辺公園） | 保津川遊船企業組合 | 令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで |

「揭示済」

亀岡市告示第23号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和4年3月11日から令和4年3月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

| 路線番号 | 路線名 | 変更路線起終点 | 変更前 | | 変更後 | |
|-------|------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 延長(m) | 幅員(m) | 延長(m) | 幅員(m) |
| 01076 | 旅籠町線 | 亀岡市旅籠町57番1先 | 231.15 | 1.73 | 231.15 | 1.73 |
| | | 亀岡市旅籠町38番2先 | | ~ 3.33 | | ~ 3.33 |

| 路線番号 | 路線名 | 変更路線起終点 | 変更前 | | 変更後 | |
|-------|----------|--------------------|----------|---------|----------|---------|
| | | | 延長(m) | 幅員(m) | 延長(m) | 幅員(m) |
| 01165 | 西町裏線 | 亀岡市安町86番2先 | 328.54 | 3.64 | 328.54 | 3.64 |
| | | 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋22番1先 | | ~ 8.05 | | ~ 8.05 |
| 01168 | 安町3号線 | 亀岡市安町77番1先 | 260.53 | 1.71 | 260.53 | 1.71 |
| | | 亀岡市安町43番1先 | | ~ 4.01 | | ~ 4.04 |
| 01306 | 北古世西川線 | 亀岡市追分町下島45番11先 | 1,563.55 | 8.96 | 1,563.55 | 10.00 |
| | | 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先 | | ~ 17.74 | | ~ 17.74 |
| 01317 | 北町追分線 | 亀岡市北町29番先 | 117.47 | 4.50 | 118.62 | 4.63 |
| | | 亀岡市追分町藪ノ下4番5先 | | ~ 10.80 | | ~ 6.01 |
| 03020 | 大野万願寺線 | 亀岡市西別院町万願寺河原4番3先 | 2,005.72 | 3.05 | 2,005.72 | 3.05 |
| | | 亀岡市東別院町大野西条1番先 | | ~ 8.90 | | ~ 8.90 |
| 04084 | 寺春日部線 | 亀岡市曾我部町寺蛇谷37番3先 | 1,158.24 | 2.97 | 1,158.24 | 2.97 |
| | | 亀岡市曾我部町春日部上山田6番先 | | ~ 6.03 | | ~ 6.03 |
| 06025 | 浦亦吉岡線 | 亀岡市蒔田野町柿花吉岡29番1先 | 199.37 | 2.25 | 198.40 | 2.30 |
| | | 亀岡市蒔田野町柿花吉岡51番1先 | | ~ 3.40 | | ~ 3.40 |
| 06081 | 柿花鹿谷線 | 亀岡市蒔田野町柿花吉岡62番1先 | 690.00 | 2.60 | 694.05 | 2.85 |
| | | 亀岡市蒔田野町鹿谷西川8番1先 | | ~ 4.00 | | ~ 5.40 |
| 07003 | 中野亀岡線 | 亀岡市本梅町中野大向28番2先 | 2,079.83 | 3.00 | 2,079.83 | 3.00 |
| | | 亀岡市本梅町中野岩坂5番4先 | | ~ 9.33 | | ~ 9.33 |
| 07057 | 梅原1号線 | 亀岡市本梅町井手古川16番3先 | 200.72 | 2.30 | 200.72 | 2.40 |
| | | 亀岡市本梅町井手岡ノ坪11番先 | | ~ 5.35 | | ~ 5.35 |
| 10013 | 赤熊青野線 | 亀岡市宮前町宮川青野29番先 | 1,872.71 | 4.00 | 1,872.71 | 4.00 |
| | | 亀岡市東本梅町赤熊北垣内1番2先 | | ~ 8.70 | | ~ 8.70 |
| 11200 | 並河2丁目2号線 | 亀岡市大井町並河2丁目1番19先 | 22.00 | 4.50 | 22.00 | 4.60 |
| | | 亀岡市大井町並河2丁目124番39先 | | ~ 4.50 | | ~ 4.60 |
| 12044 | 高野林線 | 亀岡市千代川町高野林西田7番5先 | 364.89 | 3.39 | 363.46 | 3.51 |
| | | 亀岡市千代川町高野林高ノ畑24番先 | | ~ 8.79 | | ~ 8.79 |
| 12046 | 高野林2号線 | 亀岡市千代川町高野林高ノ畑47番先 | 68.74 | 2.00 | 70.46 | 2.86 |
| | | 亀岡市千代川町高野林高ノ畑9番3先 | | ~ 2.83 | | ~ 3.06 |
| 12047 | 本郷線 | 亀岡市千代川町小林北ノ田50番先 | 446.32 | 1.55 | 445.09 | 1.55 |
| | | 亀岡市千代川町高野林高ノ畑39番1先 | | ~ 7.25 | | ~ 7.25 |
| 12049 | 小林天神線 | 亀岡市千代川町小林植田53番1先 | 114.01 | 2.95 | 114.01 | 3.82 |
| | | 亀岡市千代川町小林植田61番先 | | ~ 7.10 | | ~ 7.10 |
| 12057 | 小金岐小林線 | 亀岡市千代川町小林下戸13番先 | 479.62 | 1.80 | 495.09 | 1.80 |
| | | 亀岡市大井町小金岐1丁目3番108先 | | ~ 6.28 | | ~ 6.38 |
| 12143 | 小林1号線 | 亀岡市千代川町小林北ノ田49番7先 | 395.38 | 9.00 | 389.59 | 9.00 |
| | | 亀岡市千代川町小林美都路32番先 | | ~ 12.00 | | ~ 12.00 |
| 12148 | 今津3丁目8号線 | 亀岡市千代川町今津3丁目7番4先 | 122.90 | 6.00 | 91.17 | 5.96 |
| | | 亀岡市千代川町今津3丁目11番先 | | ~ 28.00 | | ~ 6.03 |
| 12149 | 小林下戸3号線 | 亀岡市千代川町小林下戸40番5先 | 228.96 | 6.00 | 227.32 | 5.96 |
| | | 亀岡市千代川町小林下戸42番17先 | | ~ 12.02 | | ~ 12.02 |
| 13007 | 池尻宇津根線 | 亀岡市馬路町滝ケ元1番1先 | 5,070.38 | 3.51 | 5,073.08 | 3.51 |
| | | 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番3先 | | ~ 15.70 | | ~ 20.46 |
| 16026 | 下島本線 | 亀岡市河原林町勝林島雲宮39番先 | 520.39 | 5.94 | 520.39 | 7.11 |
| | | 亀岡市河原林町勝林島内垣地30番2先 | | ~ 8.65 | | ~ 8.65 |

| 路線番号 | 路線名 | 変更路線起終点 | 変更前 | | 変更後 | |
|-------|------------|--|----------|------------------|----------|------------------|
| | | | 延長(m) | 幅員(m) | 延長(m) | 幅員(m) |
| 16048 | 清水綾垣内線 | 亀岡市河原林町河原尻上六反田107番先 亀岡市河原林町河原尻下五丹45番先 | 625.68 | 2.37 ~ 5.90 | 625.68 | 2.37 ~ 5.90 |
| 18062 | 灰ヶ谷線 | 亀岡市篠町王子北垣内23番1先 亀岡市篠町篠上田23番先 | 384.47 | 2.50 ~ 7.50 | 384.47 | 2.83 ~ 7.50 |
| 18082 | 池ノ下西川線 | 亀岡市篠町馬堀池ノ下1番1先 亀岡市篠町野条イカノ辻北41番2先 | 302.93 | 5.30 ~ 6.48 | 302.93 | 5.30 ~ 6.48 |
| 18094 | 野条墓線 | 亀岡市篠町野条イカノ辻南11番先 亀岡市篠町野条馬場前17番先 | 607.53 | 3.84 ~ 9.24 | 607.53 | 3.84 ~ 9.24 |
| 18101 | 柏原森線 | 亀岡市篠町柏原町頭47番先 亀岡市篠町広田平松12番先 | 2,557.42 | 2.05 ~ 14.50 | 2,556.64 | 2.05 ~ 14.50 |
| 18133 | 下垣内線 | 亀岡市篠町森下垣内77番先 亀岡市篠町森下垣内12番1先 | 255.05 | 1.98 ~ 6.51 | 255.59 | 1.98 ~ 6.51 |
| 18317 | 向端1号線 | 亀岡市篠町馬堀向端14番3先 亀岡市篠町馬堀向端23番6先 | 75.06 | 6.00 ~ 12.00 | 77.35 | 6.00 ~ 9.00 |
| 18318 | 広田3丁目1号線 | 亀岡市篠町広田3丁目22番3先 亀岡市篠町広田3丁目22番5先 | 33.00 | 6.00 ~ 6.00 | 20.50 | 6.00 ~ 6.00 |
| 18319 | 広田3丁目2号線 | 亀岡市篠町広田3丁目10番2先 亀岡市篠町広田3丁目10番4先 | 28.06 | 6.00 ~ 6.00 | 33.00 | 6.50 ~ 6.50 |
| 18320 | 広田2丁目1号線 | 亀岡市篠町広田2丁目36番12先 亀岡市篠町広田2丁目36番18先 | 50.00 | 5.00 ~ 6.00 | 50.00 | 5.21 ~ 5.21 |
| 18321 | 見晴54号線 | 亀岡市篠町見晴1丁目7番10先 亀岡市篠町見晴1丁目7番16先 | 47.40 | 6.00 ~ 6.00 | 32.84 | 6.00 ~ 18.00 |
| 18322 | 中西裏1号線 | 亀岡市篠町篠中西裏16番13先 亀岡市篠町篠中西裏18番13先 | 84.22 | 6.00 ~ 6.00 | 69.03 | 6.00 ~ 18.00 |
| 18323 | 伊賀ノ辻2号線 | 亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番2先 亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻27番3先 | 113.00 | 6.00 ~ 6.00 | 115.57 | 6.00 ~ 6.01 |
| 20001 | つつじヶ丘56号線 | 亀岡市篠町浄法寺中村14番1先 亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番13先 | 484.27 | 11.64 ~ 14.72 | 484.27 | 11.64 ~ 15.24 |
| 20225 | つつじヶ丘144号線 | 亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番15先 亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番19先 | 53.70 | 6.00 ~ 6.00 | 51.10 | 6.00 ~ 6.00 |
| 20226 | 大葉台52号線 | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目3番19先 亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番5先 | 52.00 | 6.00 ~ 12.00 | 54.74 | 6.03 ~ 12.80 |

「揭示済」

亀岡市告示第24号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を令和4年3月

11日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和4年3月11日から令和4年3月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

| 路線番号 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始延長 | 幅員 |
|-------|----------|--|-----------|--------------------|
| 01076 | 旅籠町線 | 亀岡市旅籠町57番1先 亀岡市旅籠町38番2先 | 231.15m | 1.73m ～ 3.33m |
| 01165 | 西町裏線 | 亀岡市安町86番2先 亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋22番1先 | 328.54m | 3.64m ～ 8.05m |
| 01168 | 安町3号線 | 亀岡市安町77番1先 亀岡市安町43番1先 | 260.53m | 1.71m ～ 4.04m |
| 01306 | 北古世西川線 | 亀岡市追分町下島45番11先 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先 | 1,563.55m | 10.00m ～ 17.74m |
| 01317 | 北町追分線 | 亀岡市北町29番先 亀岡市追分町藪ノ下4番5先 | 118.62m | 4.63m ～ 6.01m |
| 03020 | 大野万願寺線 | 亀岡市西別院町万願寺河原4番3先 亀岡市東別院町大野西条1番先 | 2,005.72m | 3.05m ～ 8.90m |
| 04084 | 寺春日部線 | 亀岡市曾我部町寺蛇谷37番3先 亀岡市曾我部町春日部上山田6番先 | 1,158.24m | 2.97m ～ 6.03m |
| 06025 | 浦亦吉岡線 | 亀岡市葎田野町柿花吉岡29番1先 亀岡市葎田野町柿花吉岡51番1先 | 198.40m | 2.30m ～ 3.40m |
| 06081 | 柿花鹿谷線 | 亀岡市葎田野町柿花吉岡62番1先 亀岡市葎田野町鹿谷西川8番1先 | 694.05m | 2.85m ～ 5.40m |
| 07003 | 中野亀岡線 | 亀岡市本梅町中野大向28番2先 亀岡市本梅町中野岩坂5番4先 | 2,079.83m | 3.00m ～ 9.33m |
| 07057 | 梅原1号線 | 亀岡市本梅町井手古川16番3先 亀岡市本梅町井手岡ノ坪11番先 | 200.72m | 2.40m ～ 5.35m |
| 10013 | 赤熊青野線 | 亀岡市宮前町宮川青野29番先 亀岡市東本梅町赤熊北垣内1番2先 | 1,872.71m | 4.00m ～ 8.70m |
| 11200 | 並河2丁目2号線 | 亀岡市大井町並河2丁目1番19先 亀岡市大井町並河2丁目124番39先 | 22.00m | 4.60m ～ 4.60m |
| 12044 | 高野林線 | 亀岡市千代川町高野林西田7番5先 亀岡市千代川町高野林高ノ畑24番先 | 363.46m | 3.51m ～ 8.79m |
| 12046 | 高野林2号線 | 亀岡市千代川町高野林高ノ畑47番先 亀岡市千代川町高野林高ノ畑9番3先 | 70.46m | 2.86m ～ 3.06m |
| 12047 | 本郷線 | 亀岡市千代川町小林北ノ田50番先 亀岡市千代川町高野林高ノ畑39番1先 | 445.09m | 1.55m ～ 7.25m |
| 12049 | 小林天神線 | 亀岡市千代川町小林植田53番1先 亀岡市千代川町小林植田61番先 | 114.01m | 3.82m ～ 7.10m |
| 12057 | 小金岐小林線 | 亀岡市千代川町小林下戸13番先 亀岡市大井町小金岐1丁目3番108先 | 495.09m | 1.80m ～ 6.38m |

| 路線番号 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始延長 | 幅員 |
|-------|------------|--|-----------|--------------------|
| 12143 | 小林1号線 | 亀岡市千代川町小林北ノ田49番7先 亀岡市千代川町小林美都路32番先 | 389.59m | 9.00m ～ 12.00m |
| 12148 | 今津3丁目8号線 | 亀岡市千代川町今津3丁目7番4先 亀岡市千代川町今津3丁目11番先 | 91.17m | 5.96m ～ 6.03m |
| 12149 | 小林下戸3号線 | 亀岡市千代川町小林下戸40番5先 亀岡市千代川町小林下戸42番17先 | 227.32m | 5.96m ～ 12.02m |
| 13007 | 池尻宇津根線 | 亀岡市馬路町滝ケ元1番1先 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番3先 | 5,073.08m | 3.51m ～ 20.46m |
| 16026 | 下島本線 | 亀岡市河原林町勝林島雲宮39番先 亀岡市河原林町勝林島内垣地30番2先 | 520.39m | 7.11m ～ 8.65m |
| 16048 | 清水綾垣内線 | 亀岡市河原林町河原尻上六反田107番先 亀岡市河原林町河原尻下五丹45番先 | 625.68m | 2.37m ～ 5.90m |
| 18062 | 灰ヶ谷線 | 亀岡市篠町王子北垣内23番1先 亀岡市篠町篠上田23番先 | 384.47m | 2.83m ～ 7.50m |
| 18082 | 池ノ下西川線 | 亀岡市篠町馬堀池ノ下1番1先 亀岡市篠町野条イカノ辻北41番2先 | 302.93m | 5.30m ～ 6.48m |
| 18094 | 野条墓線 | 亀岡市篠町野条イカノ辻南11番先 亀岡市篠町野条馬場前17番先 | 607.53m | 3.84m ～ 9.24m |
| 18101 | 柏原森線 | 亀岡市篠町柏原町頭47番先 亀岡市篠町広田平松12番先 | 2,556.64m | 2.05m ～ 14.50m |
| 18133 | 下垣内線 | 亀岡市篠町森下垣内77番先 亀岡市篠町森下垣内12番1先 | 255.59m | 1.98m ～ 6.51m |
| 18317 | 向端1号線 | 亀岡市篠町馬堀向端14番3先 亀岡市篠町馬堀向端23番6先 | 77.35m | 6.00m ～ 9.00m |
| 18318 | 広田3丁目1号線 | 亀岡市篠町広田3丁目22番3先 亀岡市篠町広田3丁目22番5先 | 20.50m | 6.00m ～ 6.00m |
| 18319 | 広田3丁目2号線 | 亀岡市篠町広田3丁目10番2先 亀岡市篠町広田3丁目10番4先 | 33.00m | 6.50m ～ 6.50m |
| 18320 | 広田2丁目1号線 | 亀岡市篠町広田2丁目36番12先 亀岡市篠町広田2丁目36番18先 | 50.00m | 5.21m ～ 5.21m |
| 18321 | 見晴54号線 | 亀岡市篠町見晴1丁目7番10先 亀岡市篠町見晴1丁目7番16先 | 32.84m | 6.00m ～ 18.00m |
| 18322 | 中西裏1号線 | 亀岡市篠町篠中西裏16番13先 亀岡市篠町篠中西裏18番13先 | 69.03m | 6.00m ～ 18.00m |
| 18323 | 伊賀ノ辻2号線 | 亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番2先 亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻27番3先 | 115.57m | 6.00m ～ 6.01m |
| 20001 | つつじヶ丘56号線 | 亀岡市篠町浄法寺中村14番1先 亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番13先 | 484.27m | 11.64m ～ 15.24m |
| 20225 | つつじヶ丘144号線 | 亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番15先 亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番19先 | 51.10m | 6.00m ～ 6.00m |
| 20226 | 大葉台52号線 | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目3番19先 亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番5先 | 54.74m | 6.03m ～ 12.80m |

「揭示済」

亀岡市告示第25号

亀岡市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金
交付要綱を次のように定める。

令和4年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市保育士等処遇改善臨時特例
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善のため、職員の賃金を引き上げるための措置を実施する市内の教育・保育施設等に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）別紙に定める保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱をいう。以下「国実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の教育・保育施設等が当該教育・保育施設等に勤務する職員に対して実施する賃金改善であって、国実施要綱5に定める賃金改善等の要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、国実施要綱4に定める賃金改善部分及び国家公務員給与改定対応部分とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知）別紙に定める令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱をいう。）4(2)により算定された交付額と同額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、亀岡市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金変更交付申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更である場合については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 申請者は、市長が定める日までに亀岡市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和3年度分の補助金から適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱及び亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱及び亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部を改正する告示

(亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱の一部改正)

第1条 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱(令和3年亀岡市告示第59号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策企画部企画調整課」を「生涯学習部文化国際課」に改める。

(亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害

審査会設置要綱(平成17年亀岡市告示第106号)の一部を次のように改正する。

第10条中「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和4年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
平成29年度軽自動車税(種別割)税額変更(決定)通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和4年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

令和4年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間 令和4年4月1日から
令和4年5月31日まで
(閉庁日を除く。)
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市市民生活部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第29号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和3年度後期高齢者医療保険料
督促状8期分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を変更するため、亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第6条第7項及び第7条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
重利地区（亀岡市曾我部町重利 地内）
寺地区（亀岡市曾我部町寺 地内）
- 2 施行日
令和4年4月1日

- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 その他
寺地区の指定区域は変更しない。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域において許容する予定建築物等の用途を変更するため、同条例第8条第2項及び第9条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
保津地区（亀岡市保津町 地内）
馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）
河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）
千歳地区（亀岡市千歳町 地内）
葎田野地区（亀岡市葎田野町、曾我部町穴太 地区）
- 2 施行日
令和4年4月1日

- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 その他
指定区域は変更しない。

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第5号及び第9条第1項第6号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項及び第9条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により告示し、変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
君塚台団地地区（亀岡市下矢田町君塚、西法楽寺、東法楽寺 地内）
岩田団地地区（亀岡市上矢田町岩田、上垣内 地内）
湯の花ローズタウン地区（亀岡市葎田野町芦ノ山 地内）
- 2 施行日
令和4年4月1日
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市成年後見制度利用促進事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市成年後見制度利用促進事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者の権利が尊重され、成年後見制度を円滑に利用し、これらの者が地域で安心して暮らせる社会の実現を図るために実施する亀岡市成年後見制度利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び基本計画において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 成年後見制度に関する広報及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する相談及び利用促進に関すること。
- (3) 成年後見人等の支援に関すること。
- (4) 地域連携ネットワークの構築及び運営に

関すること。

(5) その他成年後見制度の利用促進に関すること。

2 市長は、前項の業務の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(協議会)

第4条 市長は、専門職団体及び関係機関等が連携して地域課題の検討、調整又は解決について協議するため、協議会を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定めるものとする。

(中核機関)

第5条 市長は、地域連携ネットワークの整備及び協議会の適切な運営等に中核的な役割を果たす機関として中核機関を設置する。

2 中核機関の業務は、第3条各号に掲げるものとする。

3 中核機関の運営に当たっては、健康福祉部地域福祉課、障がい福祉課及び高齢福祉課が連携して取り組むものとする。

(個人情報保護)

第6条 事業の業務上知り得た個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）に定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第34号

軽自動車税（種別割）納税証明書の有効期限に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

軽自動車税（種別割）納税証明書
の有効期限に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽自動車税（種別割）納税証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2に規定する書面をいう。以下「納税証明書」という。）の有効期限について必要な事項を定めるものとする。

（有効期限）

第2条 納税証明書の有効期限は、軽自動車税（種別割）の次期納期限の前日とする。ただし、口座振替により納付された軽自動車税（種別割）に係る納税証明書の有効期限については、当該納税証明書の有効期限が属する年の5月15日まで延長することができる。この場合において、期限を延長して発行する納税証明書は、前年度分までの納付状況に基づくものとする。

（再発行）

第3条 市長は、前条ただし書の規定により有効期限を延長した納税証明書を紛失等した者等から納税証明書の再発行の申請があった場合は、当該納税証明書を使用しなければ継続検査申請手続に支障をきたすおそれがあると認められる場合に限り、当該納税証明書を再発行することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第35号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | | | 送達を受けるべき者 | |
|----|--------|----------|---------|-----------|-----|
| | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 2 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 4 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 14 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 15 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 16 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 17 | 督促状 | 令和3年度第9期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「移住促進」の次に「及び移住者等の活躍することのできる地域づくりの推進のための事業」を加える。

第2条中「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）」に改め、同条第1号ア中「空き家バンク」を「空き家・空き地バンク」に改め、同号イ中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) お試し住宅 移住促進特別区域内の地域への移住を希望する者に対し、当該地域での生活を体験したり、当該地域の住民と交流したりすることができるような地域を提供することで、その者の希望に沿った円滑な移住の実現に資すること等を目的として当該地域内に設けられる短期間の居住又は滞在をすることができる機能を備えた居住用の施設（1世帯当たりの居住又は滞在に係る利用期間が通算して1年以内のものに限る。）をいう。

(5) シェアオフィス 複数の事業者がそれぞれの事務所として共同で利用することができる機能を備えた事業用の施設（移住促進特別区域内に設けられるものに限る。）をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 農山漁村移住促進特別区域 条例第6条第1項に定める移住促進特別区域（以下「移住促進特別区域」という。）であって、当該地域を構成する地域の中に、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地域（以下「人口集中地域」という。）を含まないものをいう。

第4条第1項中「事業を実施しようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）」を「地域受入体制整備促進事業を実施しようとする補助対象者」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「補助事業者」を「地域受入体制整備促進事業を実施しようとする補助対象者」に改める。

第5条中「補助事業者」を「地域受入体制整備促進事業、移住促進住宅整備事業又は空家流動化促進事業を実施しようとする補助対象者（以下「補助事業者」という。）」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1の1の項中「条例第5条に規定する移住促進特別区域（以下「移住促進特別区域」という。）」を「農山漁村移住促進特別区域」に改め、「指定を受けようとする地域」の次に「（当該地域を構成地域の全部又は一部として移住促進特別区域の申し出を行う地域の内に人口集中地域が含まれない場合に限る。）」を加え、「移住促進特別区域において」を「農山漁村移住促進特別区域において」に改める。

別表第3中

「

| | |
|----------|--|
| 賃金 | 事業の施行に必要な手当、賃金、共済費（賃金支弁による社会保険料）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、用紙、封筒、文具、図書、作業用具等の購入経費） |
| 旅費 | |
| 需用費 | |
| 役務費 | |
| 委託料 | |
| 使用料及び賃借料 | |

」

を

「

| | |
|----|------------------|
| 雑費 | 事業の施行に必要な手当、需用費等 |
|----|------------------|

」

に改める。

別表第4中「空き家の提供」を「家財撤去及びハウスクリーニング」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

別紙1

事業計画書
（地域受入体制整備促進事業用）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所
氏名

亀岡市空き家活用移住促進事業計画承認申請書

亀岡市空き家活用移住促進事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画総括表

| 事業種目 | 地域名 | 実施主体 | 事業費（単位：円） |
|--------------|-----|------|-----------|
| 地域受入体制整備促進事業 | | | |
| 合計 | | | |

※実施地域が複数ある場合は適宜欄を追加して記入してください。

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支計画書（別紙2）
- (3) 地域団体の規約等（実施主体が地域団体の場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

| | |
|--|-------------------|
| 1 事業に取り組む背景 | |
| 2 事業内容及び着手・完了予定年月日 (1) 事業内容 ア 移住促進ビジョンの作成 イ 空き家・農地の実態調査の実施及びデータベースの作成 ウ 移住者受入活動の実施 エ その他移住者受入体制の整備のための活動の実施 | |
| (2) 着手予定年月日 完了予定年月日 | |
| 3 事業費 | |
| 総事業費 | 円 |
| 年度 | 円 内訳：市補助金 自己負担 |
| 年度 | 円 内訳：市補助金 自己負担 |

※収支計画書（別紙2）及び府税納税証明書又は府税納税確認の同意書を添付すること。

別紙2

地域団体名

収支計画書
(地域受入体制整備促進事業)

| 1 収入内訳書 | | (単位：円) |
|---------|----|--------|
| 項目 | 金額 | |
| (費目) | | |
| 合計 | | |

| 2 支出内訳書 | | (単位：円) |
|---------|----|--------|
| 項目 | 金額 | |
| (費目) | | |
| 合計 | | |

※計画段階における費目、内容及び金額を記載すること。

| 府税滞納の有無について | |
|-------------|---|
| 照会欄 | <p>御中</p> <p>年 月 日</p> <p>(担当： 内線： 部 課)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、月 日までに回答願います。</p> |
| 回答欄 | <p>御中</p> <p>年 月 日</p> <p>(担当： 内線： 部 課)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。</p> <p>滞納 有 ・ 無</p> <p>(滞納がある場合の所管府税公所：)</p> |
| 同意書 | <p>上記により、私(当社)の府税滞納の有無を確認することについて同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所(法人の場合は本店所在地)</p> <p>氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)</p> |

別記第3号様式中

「

| | | | |
|---------------------|--|--|--|
| (1) 地域受入体制整備促進事業 | | | |
| (2) 移住促進住宅整備事業 | | | |
| (3) 空家流動化促進事業 | | | |

」

を

「

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 地域受入体制整備促進事業 | | | |
|--------------|--|--|--|

」

に、「内容変更後の事業計画書（各事業種目別）」を「内容変更後の事業計画書」に改める。
別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者 住所
氏名

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付申請書

別紙のとおり事業を実施したいので、亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

- 1 経費の配分及び事業計画 別紙1のとおり
- 2 収支予算書 別紙2のとおり
- 3 事業計画書
 - (1) 移住促進住宅整備事業用（別紙3-1）
 - (2) 空家流動化促進事業用（別紙3-2）
 地域受入体制整備促進事業補助対象者は不要
- 4 事業の完了予定日 年 月 日
- 5 その他

別紙1

経費の配分及び事業計画

| 実施主体 | 事業種目 | 事業費 | 負担区分 | | 摘要 |
|------|------|-----|------|------|----|
| | | | 市補助金 | 自己負担 | |
| | | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | 円 | 円 | 円 | |

- 1 「負担区分」欄は、実質の負担区分に基づき記入してください。
- 2 「摘要」欄は、当該年度の着手及び完了の予定年月日を記入してください。

別紙2

収支予算書

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減額 | | 摘要 |
|------|--------|--------|-------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 市補助金 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減額 | | 備考 |
|------------------|--------|--------|-------|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| (1) 地域受入体制整備促進事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| (2) 移住促進住宅整備事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| (3) 空家流動化促進事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

別紙3-1

事業計画書
(移住促進住宅整備事業用)

1 空き家改修の概要(事業計画)

| | |
|---|---|
| ①空き家所在地・登録番号 (番地まで記載) | (登録番号) |
| ②申請者名(実施主体) | |
| ③所有者名 | |
| ④入居・開設(予定)日 | 年 月 日 |
| ⑤取得、賃借等の別 (所有者との関係) | 取得 賃借(契約期間 年) その他(具体的に記入)(契約期間 年) |
| ⑥(お試し住宅の場合) 1世帯当たりの居住又は 滞在に係る利用期間 | |
| ⑦改修後活用する期間 | 事業完了後10年間 |
| ⑧事業実施期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| ⑨改修内容 | |

- ※ 改修した住宅への入居者が、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像、条件等に合致する者であること。
- ※ 売買、賃借等に係る契約書の写し又はそれに準じる書類(同意書、確認書等)を添付すること。
- ※ 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書を添付すること。

2 事業費内訳

| 工 種 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| | | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 |
| | | 円 | 円 |
| 総事業費(1,000円未満切り捨て) | | | 円 |
| 自己資金額(1,000円未満切り捨て) | | | 円 |
| 市補助金額(1,000円未満切り捨て) | | | 円 |

別紙3-2

事業計画書
(空家流動化促進事業用)

1 事業対象となる空き家の概要(事業計画)

| | |
|--------------------------|---|
| ①空き家所在地・登録番号 (番地まで記載) | (登録番号) |
| ②所有者名 | |
| ③入居・開設予定者名 | |
| ④入居・開設予定日 | 年 月 日 |
| ⑤取得、賃借等の別 | 売却 賃貸(契約期間 年) その他(具体的に記入)(契約期間 年) |
| ⑥補助金の額 | 円 |

- ※ 改修した住宅への入居者が、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像、条件等に合致する者であること。
- ※ 売買、賃借等に係る契約書の写し又はそれに準じる書類(同意書、確認書等)を添付すること。
- ※ 地域団体(実施主体が地域団体の場合)及び対象となる空き家所有者の府税納税証明書又は府税納税確認の同意書を添付すること。

| 府税滞納の有無について | |
|-------------|---|
| 照会欄 | <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p style="text-align: right;">部 課</p> <p style="text-align: center;">(担当: 内線:)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、月 日までに回答願います。</p> |
| 回答欄 | <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">御中</p> <p style="text-align: right;">部 課</p> <p style="text-align: center;">(担当: 内線:)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。</p> <p style="text-align: center;">滞納 有 ・ 無</p> <p>(滞納がある場合の所管府税公所:)</p> |
| 同意書 | <p>上記により、私(当社)の府税滞納の有無を確認することについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所(法人の場合は本店所在地)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、令和4年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱（平成30年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

本則中「移住促進特別区域」を「農山漁村移住促進特別区域」に改める。

第2条中「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 農山漁村移住促進特別区域 条例第6条第1項に定める移住促進特別区域であって、当該地域を構成する地域の内に、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地域を含まないものをいう。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第24条（見出しを含む。）中「環境クリーン推進課長」を「資源循環推進課長」に改める。

第26条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 後期高齢者医療保険市町村支出金に関すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱及び亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱及び亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令

(亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱の一部改正)

第1条 亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」に改める。

(亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境クリーン推進課長」を「資源循環推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第25号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成28年亀岡市条例第42号)第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく区域指定を行うため案を作成したので、同条例第8条第2項において準用する第6条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、指定案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定しようとする区域の名称(土地の区域)
旭地区(亀岡市旭町 地内)
曾我部地区(亀岡市曾我部町 地内)
- 2 予定建築物等の用途
[開発行為]
(1) 専用住宅(その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。)
(2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅(その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。)
(3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居

| | |
|---|---|
| <p>専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>[建築行為]</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを</p> | <p>除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の</p> |
|---|---|

合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年3月4日から
令和4年3月18日まで

「揭示済」

亀岡市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域の案を作成したので、亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第6条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、指定案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定しようとする区域の名称（土地の区域）
南条地区（亀岡市曾我部町南条及び西条地内）
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間
令和4年3月4日から
令和4年3月18日まで

「揭示済」

亀岡市公告第27号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定により、次のとおり民間事業者を選定したため、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）第33条第3項の規定により民間事業者の選定結果を公告する。

令和4年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 民間事業者の募集期間
令和3年10月1日から
令和3年12月20日まで
- 2 応募事業者数
1者
- 3 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者
の選定委員会開催日
令和4年2月15日
- 4 経営管理実施権設定候補森林
別紙のとおり
- 5 選定結果
西別院町神地地区について、次の事業者に
決定する。
住 所 亀岡市下矢田町医王谷25番地
3
名 称 亀岡市森林組合
代表者 代表理事組合長 山脇安三

【別紙 省略】

「揭示済」

亀岡市公告第28号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和4年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和4年3月10日以後、常時備え置く
こととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第29号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和4年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
令和4年3月11日以後、常時備え置く
こととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第30号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称
亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成26年6月6日から
令和5年3月31日まで
- 3 施行地区の区域
亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 4 事務所の所在地
亀岡市余部町清水77番地1
- 5 設立認可の年月日
平成26年6月6日
- 6 変更認可の年月日
令和4年3月23日

「揭示済」

亀岡市公告第31号

南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公

衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和4年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業の名称
南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業
- 2 施行地区の区域
亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 縦覧に供する図書
施行地区及び設計の概要を表示する図書
- 4 縦覧期間
土地区画整理法第45条第5項又は第103条第4項の公告の日まで
- 5 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市荒塚町1丁目4、4の1、市有地
 (関連区域)
 亀岡市荒塚町1丁目4の2の一部、4の
 3の一部、113の5の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 亀岡市柳町61
 畑 美貴栄

「揭示済」

亀岡市公告第33号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称
 亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
 平成29年8月23日から
 令和8年3月31日まで
- 3 施行地区
 亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ
 畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各
 一部
- 4 事務所の所在地
 亀岡市千代川町小林下戸38番地5

- 5 設立認可の年月日
 平成29年8月23日
- 6 変更認可の年月日
 令和4年3月28日

「揭示済」

亀岡市公告第34号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和4年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧期間
 午前8時30分から午後5時15分まで

「揭示済」

任免及び辞令

清村保行

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します
任期は令和6年3月12日までとします
令和4年3月13日

川瀬敏之

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます
令和4年3月18日

島本唯

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します
任期は令和5年9月30日までとします
令和4年3月30日

塚本政雄

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます
塚本政雄

塚本政雄

亀岡市景観審議会委員の委嘱を解きます

江口昌道

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

白川和夫

亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます
令和4年3月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 竹田幸生

1 監査の種類

令和3年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課に係る令和3年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

- (1) 市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に交付された補助金等について、適正な会計事務が行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、本市に事務局を置き、本市

職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

| 対象課 | 監査期間 | ヒアリング実施日 |
|----------|--------------|-----------|
| まちづくり推進部 | | |
| 都市計画課 | | |
| 都市整備課 | 令和3年12月24日から | 令和4年2月16日 |
| 桂川・道路交通課 | 令和4年3月17日まで | 令和4年2月18日 |
| 土木管理課 | | |
| 建築住宅課 | | |

6 監査委員の除斥

都市整備課の監査にあたって、関本孝一監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

7 監査の結果

以下の各課に係る令和3年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 都市整備課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 桂川・道路交通課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 土木管理課

J R 亀岡駅前・亀岡駅北口自転車等駐車場の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先等が書面で提出されていなかった。

仕様書には、火災、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ報告することと定められている。

緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先等を書面で提出させ、管理体制を明確にされた

い。

(5) 建築住宅課

特に指摘する事項はなかった。

以上が、まちづくり推進部における令和3年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に交付された補助金等の会計事務については、令和4年1月31日付け3監査第1040号で提出した「定期監査及び行政監査の結果に関する報告」を参考に、今後の事務処理に留意されたい。

【令和4年1月31日付け3監査第1040号「定期監査及び行政監査の結果に関する報告」抜粋】

昨年度に引き続き、市職員が職務遂行の関係上、出納及び保管を担っている任意団体の現金等（以下、「準公金」という。）の取扱いについて監査を行ってきた。

監査では、不正や事故防止の観点から、特に現金、預金通帳及び銀行印の保管が適正に行われているか、所属長等が帳簿と預金残高の照合を行っているかなど、相互牽制が十分に機能しているかなどに着目し、現地での聴き取り調査を行った。

監査の結果、本年度調査を行った各所属では、概ね適正に管理されていることが確認できた。しかしながら、昨年度の監査の中では、預金通帳と銀行印が一緒に保管されるなど、一部不適切な事案も見受けられた。

不正や紛失、盗難等の事故が発生した場合、たとえ団体における不祥事であっても、市への信用失墜は免れない。また、管理上の問題があれば市がその責任を問われることにもなる。

昨年度から重ねての要望になるが、預金通帳と銀行印は別々に保管し、所属長等が定期的に出納簿と預金残高の照合を行うなど、所属内での相互牽制が常に働く体制を十分に整えられたい。また、出納については、口座振込を原則とし、直接現金を取扱う機会を最小限に抑えられたい。

準公金の取扱いについては、公金のように、地方自治法や財務規則の適用がなく、各団体の事務局を所管する所属の考えによる取扱いがされているのが現状である。

人的リスクを低減し、問題の発生を未然に防止するためにも、公金に準じた全庁統一的な基準を作成されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月28日

亀岡市監査委員 竹田幸生

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和3年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和2年度

3 監査の対象

- (1) 一般社団法人亀岡市観光協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 産業観光部商工観光課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和2年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。監査対象団体及び所属課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

| 団体名 | 監査期間 | ヒアリング実施日 |
|-------------------|------------------------------|-----------|
| 一般社団法人 亀岡市観光協会 | 令和3年12月21日から 令和4年 3月17日まで | 令和4年2月18日 |

7 監査委員の除斥

当該監査にあたって、関本孝一監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

第2 監査の結果

1 一般社団法人亀岡市観光協会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

一般社団法人亀岡市観光協会（以下「観光協会」という。）は、観光事業の健全な発展を図り、亀岡市の産業振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 観光地及び物産の宣伝紹介事業
- (イ) 観光施設の整備拡充事業
- (ウ) 観光資源の開発拡充事業
- (エ) 観光事業に関する調査、研究、指導事業

- (オ) 観光案内所の運営事業
- (カ) 旅行業法に基づく旅行業
- (キ) 観光物産品及び酒類の販売事業
- (ク) 観光事業を行う機関、並びに団体との連絡協調事業
- (ケ) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和3年3月31日現在）

- (ア) 役員 理事 35人
 （うち会長1人、副会長4人）
 監事 2人
- (イ) 事務局 事務局長 1人
 事務局次長 1人
 主任 1人
 主事 1人
 嘱託職員 3人
 臨時職員 11人
- (ウ) 会員 259人

(2) 補助金の概要

令和2年度に亀岡市から観光協会へ交付された補助金総額は54,773,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

| 補助金名称 | 補助金額 | 補助内容 |
|-----------------|------------|-----------------------------------|
| 観光協会運営費補助金 | 19,733,000 | 観光協会の運営に係る職員等の人件費の一部に対する補助 |
| 観光協会宣伝事業等補助金 | 3,314,000 | 観光資源の掘り起こしや磨き上げ等につながる事業の実施等に対する補助 |
| 観光協会事務所等維持管理補助金 | 4,004,000 | 観光協会事務所等の維持管理に係る費用の一部に対する補助 |
| 計 | 27,051,000 | |

(3) 監査の結果

ア 観光協会に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市立図書館運営規則の一部を
改正する規則

亀岡市立図書館運営規則（昭和42年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「、次のとおり」に改め、同項第1号中「。ただし金曜日は午前9時から午後8時まで」を削り、同項第2号中「亀岡市立図書館大井分館」の次に「、亀岡市立図書館ガレリア分館」を加え、同項第3号を削る。

第5条第1号オ中「とする。ただし祝日法による休日に当たるときは、翌週の金曜日とする。なお」を「（祝日法による休日に当たるときは翌週の金曜日）とする。ただし」に改め、「（祝日法による休日に当たるときはその前日）」を削り、同条第2号エ中「とする。ただし祝日法による休日に当たるときは、翌週の金曜日とする。なお」を「（祝日法による休日に当たるときは翌週の金曜日）とする。ただし」に改め、「（祝日法による休日に当たるときは

その前日）」を削る。

第11条を次のように改める。

（図書館資料の貸出数量等）

第11条 個人貸出しを受けることができる図書館資料（現に個人貸出しを受けているものを含む。）の種類及び1人当たりの貸出数量は、次に定めるとおりとする。

(1) 図書資料（次号に掲げるものを除く。）

10冊まで

(2) 視聴覚資料 3点まで

2 前項の図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して15日以内とする。ただし、貸出期間の最終日が休館日に当たるときは、その日の直後の開館日を返納期日とする。

3 館長が特にその必要があると認めるときは、貸出数量等を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の規定は、令和4年6月1日から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

次の文化財を、亀岡市指定文化財に指定する。

| 指定名称 | 種別 | 所有者 | 所在地 |
|-------------|----|---------|----------------|
| 絹本著色仏涅槃図 | 絵画 | 宗教法人光忠寺 | 亀岡市北古世町2丁目14-1 |
| 亀山藩主形原松平家墓所 | 史跡 | 宗教法人光忠寺 | 亀岡市北古世町2丁目286 |

「揭示済」

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市シニアリーダー登録要綱（平成14年亀岡市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

第2条を次のように改める。

（資格）

第2条 シニアリーダーに登録することができる者は、市内に住所を有する18歳以上の者（高等学校等に在学中の者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 青少年の健全な余暇活動を促進するための実践活動に2年以上従事し、その知識及び技能がシニアリーダーとして十分であると認められる者

- (2) 教育長の指定する社会教育団体に所属し、当該団体からシニアリーダーの登録推薦がある者
- (3) 社会教育関係のリーダー研修を修了し、その成績が良好である者

別記第1号様式中

「

| | | | |
|------------------------|-----------------------------|----------|----------|
| 活 動 歴 | 期 間 | | |
| | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| 亀岡市ジュニアリーダー養成講座受講歴 | 初 級 | 中 級 | 上 級 |
| | 受講(年)・末 | 受講(年)・末 | 受講(年)・末 |
| 保 護 者 同 意 欄 (注1) | 亀岡市シニアリーダー登録要綱に基づく申請に同意します。 | | |
| | 氏 名 | Ⓜ (続柄 |) |
| ※教育委員会 使用欄 | | | |

注1 申請者が20歳未満の時は、保護者同意欄に保護者の署名押印をお願いします。
※欄は記入しないでください。

」

を
「

| | | | |
|---------------|---------|--|--|
| 活 動 歴 | 期 間 | | |
| | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| ※教育委員会 使用欄 | | | |

※欄は記入しないでください。

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

本則の表中

「

大井町のうち
並河、並河1丁目から3丁目まで、土田、土田1丁目から3丁目まで、
かすみヶ丘の区域

」を

「

大井町のうち
並河1丁目から6丁目まで、土田、土田1丁目から3丁目まで、かすみ
ヶ丘の区域

」に、

「

千代川町のうち湯井、小林、高野林、小川1丁目から3丁目まで、今
津、今津1丁目から3丁目まで、千原、千原1丁目及び2丁目、川関、
日吉台の区域並びに北ノ庄の一部の区域

」を

「

千代川町のうち湯井、高野林（第45投票区に属する区域を除く。）、
小川1丁目から3丁目まで、今津、今津1丁目から3丁目まで、千原、
千原1丁目及び2丁目、川関、日吉台の区域並びに北ノ庄の一部の区域

」に、

「

| | |
|--------|---------------|
| 第44投票区 | 篠町のうち王子の一部の区域 |
|--------|---------------|

」を

「

| | |
|--------|-------------------------|
| 第44投票区 | 篠町のうち王子の一部の区域 |
| 第45投票区 | 千代川町のうち小林の区域及び高野林の一部の区域 |

」に改める。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令第26条第1項の規定により、次のとおり指定関係投票区を変更したので、同条第3項の規定により、告示する。

令和4年3月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

第1投票区、第3投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区、第29投票区、第30投票区、第31投票区、第32投票区、第33投票区、第35投票区、第36投票区、第37投票区、第38投票区、第39投票区、第40投票区、第41投票区、第42投票区、第43投票区、第44投票区、第45投票区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 469人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 478人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 239人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

令和4年4月10日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和4年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 469人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 472人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 236人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和4年4月10日執行 京都府知事選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

| 地区名 | 投票区番号 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|-------|-------|-----------|----|---------------|----|
| | | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 亀岡 | 1 | 森 國 夫 | 省略 | 服 部 哲 也 | 省略 |
| | 2 | 武 内 政 一 | 省略 | 酒 井 敬 仁 | 省略 |
| 東別院 | 3 | 江 見 博 好 | 省略 | 山 下 直 高 | 省略 |
| 西別院 | 5 | 村 上 實 | 省略 | 西 村 重 喜 | 省略 |
| | 6 | 林 正 平 | 省略 | 川 田 昌 亮 | 省略 |
| 曾我部 | 7 | 赤 澤 祥 一 | 省略 | 伊 藤 正 人 | 省略 |
| | 8 | 齋 藤 厚 | 省略 | 宮 川 泰 一 | 省略 |
| 吉川 | 9 | 赤 田 雅 光 | 省略 | 佐 藤 陽 介 | 省略 |
| 葎田野 | 10 | 福 林 正 男 | 省略 | 白 波 瀬 元 一 | 省略 |
| 本 梅 | 12 | 西 村 久 子 | 省略 | 森 英 美 | 省略 |
| | 13 | 落 田 毅 | 省略 | 榎 本 祐 輔 | 省略 |
| 畑 野 | 14 | 堀 田 稔 | 省略 | 齊 藤 和 則 | 省略 |
| | 15 | 谷 口 文 雄 | 省略 | 竹 村 直 樹 | 省略 |
| 宮 前 | 16 | 森 靖 夫 | 省略 | 眞 里 谷 努 | 省略 |
| | 17 | 森 茂 行 | 省略 | 三 宅 晃 圓 | 省略 |
| | 18 | 中 村 克 彦 | 省略 | 橋 本 広 明 | 省略 |
| 大 井 | 19 | 土 井 治 己 | 省略 | 近 藤 洋 介 | 省略 |
| | 20 | 松 山 建 治 | 省略 | 森 田 幸 治 | 省略 |
| 千代川 | 21 | 齋 藤 恒 男 | 省略 | 川 内 悌 二 | 省略 |
| | 22 | 俣 野 英 夫 | 省略 | 俣 野 孝 明 | 省略 |
| 馬 路 | 23 | 中 川 敏 一 | 省略 | 石 田 和 久 | 省略 |
| | 24 | 名 倉 治 之 | 省略 | 佐 藤 知 草 | 省略 |
| | 25 | 堤 喜 代 文 | 省略 | 足 立 慎 吾 | 省略 |
| 旭 | 26 | 佐 藤 利 暉 | 省略 | 平 井 透 | 省略 |
| | 27 | 射 場 和 美 | 省略 | 川 勝 洋 太 | 省略 |
| 千 歳 | 28 | 佐々木 純 子 | 省略 | 中 西 孝 臣 | 省略 |
| | 29 | 廣 瀬 正 春 | 省略 | 廣 瀬 敬 太 | 省略 |
| | 30 | 安 藤 茂 樹 | 省略 | 泊 武 宏 | 省略 |
| 河原林 | 31 | 藤 田 幸 雄 | 省略 | 綾 野 昌 弘 | 省略 |
| | 32 | 関 忠 弘 | 省略 | 中 澤 剛 之 | 省略 |
| 保 津 | 33 | 廣 瀬 文 章 | 省略 | 山 口 福 子 | 省略 |
| 東本梅 | 35 | 堀 宏 恵 | 省略 | 井 内 康 博 | 省略 |
| | 36 | 中 西 顯 | 省略 | 土 川 有 紀 | 省略 |
| 篠 | 37 | 木 村 憲 文 | 省略 | 柳 谷 政 人 | 省略 |
| 篠・東つじ | 38 | 山 田 音 弘 | 省略 | 石 津 仁 | 省略 |
| 西つじ | 39 | 石 黒 健 | 省略 | 大 西 平 四 郎 成 人 | 省略 |
| 亀 岡 | 40 | 芳 野 重 徳 | 省略 | 太 田 健 一 郎 | 省略 |
| 篠 | 41 | 山 本 巖 | 省略 | 谷 智 行 | 省略 |
| 南つじ | 42 | 津 田 和 久 | 省略 | 名 倉 真 也 | 省略 |
| 東別院 | 43 | 堀 内 政 八 郎 | 省略 | 八 田 恭 尚 | 省略 |
| 篠 | 44 | 坪 根 涼 | 省略 | 山 下 大 輔 | 省略 |
| 千代川 | 45 | 宮 田 信 也 | 省略 | 西 出 和 正 | 省略 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

| 投票区名 | 投票所の施設 | 所在地 |
|--------|---------------------|-----------------------|
| 第1投票区 | 亀岡小学校 | 亀岡市内丸町15番地 |
| 第2投票区 | 亀岡市役所市民ホール | 亀岡市安町野々神8番地 |
| 第3投票区 | 東別院町ふれあいセンター | 亀岡市東別院町東掛一アン15番地8 |
| 第5投票区 | 亀岡市西別院生涯学習センター | 亀岡市西別院町袖原佃17番地 |
| 第6投票区 | 犬甘野児童館 | 亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地 |
| 第7投票区 | 曾我部公民館 | 亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1 |
| 第8投票区 | 寺区公民館 | 亀岡市曾我部町寺広畑12番地 |
| 第9投票区 | 吉川公民館 | 亀岡市吉川町吉田沢63番地 |
| 第10投票区 | 亀岡市葎田野生涯学習センター | 亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地1 |
| 第12投票区 | ほんめ町ふれあいセンター | 亀岡市本梅町井手梅原3番地 |
| 第13投票区 | 西加舎公民館 | 亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1 |
| 第14投票区 | 畑野町公民館 | 亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1 |
| 第15投票区 | 土ヶ畑公民館 | 亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地 |
| 第16投票区 | 宮川公民館 | 亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地 |
| 第17投票区 | 神前ふれあいサロン | 亀岡市宮前町神前平見1番地1 |
| 第18投票区 | 猪倉公民館 | 亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地 |
| 第19投票区 | 大井小学校 | 亀岡市大井町並河1丁目3番1号 |
| 第20投票区 | 小金岐区会議所 | 亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地 |
| 第21投票区 | 千代川町自治会館 | 亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地 |
| 第22投票区 | 北ノ庄会議所 | 亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地 |
| 第23投票区 | 馬路生涯学習センター | 亀岡市馬路町流川2番地1 |
| 第24投票区 | 池尻区公民館 | 亀岡市馬路町池尻60番地1 |
| 第25投票区 | 馬路老人センター | 亀岡市馬路町小米田45番地4 |
| 第26投票区 | 旭コミュニティセンター | 亀岡市旭町年角25番地 |
| 第27投票区 | 山階公民館 | 亀岡市旭町井戸ノ下211番地2 |
| 第28投票区 | 国分公民館 | 亀岡市千歳町国分西垣内15番地1 |
| 第29投票区 | 千歳町自治会事務所 | 亀岡市千歳町千歳垣根2番地3 |
| 第30投票区 | 出雲会議所 | 亀岡市千歳町千歳南所26番地 |
| 第31投票区 | 亀岡市河原林生涯学習センター | 亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1 |
| 第32投票区 | 勝林島会議所 | 亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地 |
| 第33投票区 | 保津小学校 | 亀岡市保津町構ノ内20番地 |
| 第35投票区 | 赤熊公民館 | 亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地 |
| 第36投票区 | 大内営農センター | 亀岡市東本梅町大内上条30番地 |
| 第37投票区 | 安詳小学校 | 亀岡市篠町篠中北裏68番地 |
| 第38投票区 | 東つつじヶ丘ふれあいセンター | 亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号 |
| 第39投票区 | 西つつじヶ丘ふれあいセンター | 亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号 |
| 第40投票区 | 亀岡市文化資料館 | 亀岡市古世町中内坪1番地 |
| 第41投票区 | 詳徳小学校 | 亀岡市篠町柏原田中3番地1 |
| 第42投票区 | 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号 |
| 第43投票区 | 見立自治会館 | 亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171 |
| 第44投票区 | 西山区集会所 | 亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51 |
| 第45投票区 | 小林区会議所 | 亀岡市千代川町小林植田61番地 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 令和4年3月24日 午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

| 施 設 名 | 所 在 地 |
|----------------|----------------|
| 亀岡市役所 市民ホール | 亀岡市安町野々神8番地 |
| アル・プラザ亀岡 3階催事場 | 亀岡市篠町野条上又11番地1 |

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和4年4月10日執行 京都府知事選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

| 職務を行うべき日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|-----------|-------|----|--------|----|
| | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 令和4年3月25日 | 俣野健一郎 | 省略 | 小島香代子 | 省略 |
| 令和4年3月26日 | 小島香代子 | 省略 | 俣野健一郎 | 省略 |
| 令和4年3月27日 | 俣野健一郎 | 省略 | 美馬義晴 | 省略 |
| 令和4年3月28日 | 美馬義晴 | 省略 | 中井康雄 | 省略 |
| 令和4年3月29日 | 中井康雄 | 省略 | 小島香代子 | 省略 |
| 令和4年3月30日 | 小島香代子 | 省略 | 俣野健一郎 | 省略 |
| 令和4年3月31日 | 俣野健一郎 | 省略 | 美馬義晴 | 省略 |
| 令和4年4月1日 | 美馬義晴 | 省略 | 中井康雄 | 省略 |
| 令和4年4月2日 | 中井康雄 | 省略 | 小島香代子 | 省略 |
| 令和4年4月3日 | 小島香代子 | 省略 | 美馬義晴 | 省略 |
| 令和4年4月4日 | 美馬義晴 | 省略 | 俣野健一郎 | 省略 |
| 令和4年4月5日 | 俣野健一郎 | 省略 | 中井康雄 | 省略 |
| 令和4年4月6日 | 中井康雄 | 省略 | 小島香代子 | 省略 |
| 令和4年4月7日 | 小島香代子 | 省略 | 俣野健一郎 | 省略 |
| 令和4年4月8日 | 俣野健一郎 | 省略 | 美馬義晴 | 省略 |
| 令和4年4月9日 | 美馬義晴 | 省略 | 中井康雄 | 省略 |

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

| 職務を行うべき日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|-----------|-------|----|--------|----|
| | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 令和4年3月26日 | 美馬義晴 | 省略 | 上園千佳 | 省略 |
| 令和4年3月27日 | 中井康雄 | 省略 | 泊武宏 | 省略 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

| | | |
|--------|----|--------|
| 開票管理者 | 省略 | 俣野 健一郎 |
| 同職務代理者 | 省略 | 美馬 義晴 |

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
令和4年4月10日
午後9時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日時 令和4年4月7日
午後5時00分

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和4年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年3月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和4年3月7日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 別館3階会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明交付について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（退職手当を除く。）及び費用弁償」を「（退職手当を除く。）及び旅費」に改め、「令和元年亀岡市条例第50号」の次に「。以下「会計年度任用職員の給与等条例」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の左欄に掲げる会計年度任用職員の給与等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項に次の表を加える。

| 第2条第1項 | 報酬及び期末手当 | 給料及び手当 |
|------------------------|------------|---------|
| 第18条見出し並びに第1項、第2項及び第3項 | 報酬 | 給料 |
| 第19条（見出しを含む。） | 特殊勤務に係る報酬 | 特殊勤務手当 |
| 第20条見出し及び第1項 | 時間外勤務に係る報酬 | 時間外勤務手当 |
| 第20条第2項 | 時間外勤務に係る報酬 | 時間外勤務手当 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第20条第2項第1号 | 休日勤務に係る報酬 | 休日勤務手当 |
| 第20条第3項 | 休日勤務に係る報酬 | 休日勤務手当 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第20条第4項 | 時間外勤務に係る報酬 | 時間外勤務手当 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第20条第4項第2号 | 休日勤務に係る報酬 | 休日勤務手当 |

| | | |
|------------------------|-----------|--------|
| 第21条見出し及び第1項 | 休日勤務に係る報酬 | 休日勤務手当 |
| 第21条第2項 | 休日勤務に係る報酬 | 休日勤務手当 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第21条第3項 | 報酬 | 手当 |
| 第22条見出し及び第1項 | 夜間勤務に係る報酬 | 夜間勤務手当 |
| 第22条第2項 | 夜間勤務に係る報酬 | 夜間勤務手当 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第23条見出し | 報酬 | 給料 |
| 第23条第1項 | 報酬額 | 給与額 |
| | 報酬 | 手当 |
| 第24条第1項 | 報酬 | 給料 |
| 第25条見出し並びに第1項、第2項及び第3項 | 報酬 | 給料 |
| 第25条第4項 | 報酬 | 給料 |
| | 報酬額 | 給料 |
| 第26条見出し | 報酬額 | 給与額 |
| 第26条第1項 | 報酬額 | 給与額 |
| | 報酬 | 給料 |
| 第26条第1項各号 | 報酬 | 給料 |
| 第26条第2項 | 報酬額 | 給与額 |
| | 報酬 | 給料 |
| 第26条第2項各号 | 報酬 | 給料 |
| 第27条見出し | 報酬 | 給料 |
| 第27条第1項 | 報酬 | 給料 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第27条第2項 | 報酬 | 給料 |
| | 報酬額 | 給与額 |
| 第30条（見出しを含む。） | 通勤に係る費用弁償 | 通勤手当 |
| 第31条（見出しを含む。） | 費用弁償 | 旅費 |

第4条中「（報酬として支給する場合を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後になされる決定及び手続から適用し、同日前になされた決定及び手続については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この規程の施行のために必要な行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号費用勘定の表中

「

| |
|----------|
| 常勤職員等の給料 |
|----------|

」を「

| |
|-------|
| 職員の本給 |
|-------|

」に、

「

| |
|----------|
| 非常勤職員の報酬 |
|----------|

」を

「

| |
|-----------------------|
| 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬 |
|-----------------------|

」に、

「

| |
|--------|
| 非常勤の報酬 |
|--------|

」を

「

| |
|-----------------------|
| 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬 |
|-----------------------|

」に、

「

| | |
|-----------|---------------|
| 負担金 雑費 | 関係団体の会費及び負担金等 |
|-----------|---------------|

」を

「

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 負担金 保険料 雑費 | 関係団体の会費及び負担金等 事業用財産に対する損害保険料 |
|------------------|---------------------------------|

」に、

「

| | |
|-----------------|--|
| 固定資産売却損 減損損失 | 固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格を不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 |
|-----------------|--|

」を

「

| | |
|---------------------------------------|--|
| 固定資産売却損 固定資産譲渡損 固定資産除却損 減損損失 | 固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格を不足する金額 固定資産の譲渡に係る損失 固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 |
|---------------------------------------|--|

」に改める。

別表第1第2号費用勘定の表中

「

| | |
|----------|-------|
| 常勤職員等の給料 | 職員の本給 |
|----------|-------|

」を」に、

「

| |
|----------|
| 非常勤職員の報酬 |
|----------|

」を

「

| |
|-----------------------|
| 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬 |
|-----------------------|

」に、

「

| |
|--------|
| 非常勤の報酬 |
|--------|

」を

「

| |
|-----------------------|
| 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬 |
|-----------------------|

」に、

「

| | | |
|-------|--|---------------------|
| 普及促進費 | | 水洗便所改造及び普及指導等に要する費用 |
|-------|--|---------------------|

」を

「

| | | |
|-----|--|-------------------------------|
| 業務費 | | 水洗便所改造、普及指導及び下水道使用料の徴収等に要する費用 |
|-----|--|-------------------------------|

」に、

「

| | | |
|-----------------|--|--|
| 固定資産売却損 減損損失 | | 固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格を不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 |
|-----------------|--|--|

」を

「

| | | |
|---------|--|--|
| 固定資産売却損 | | 固定資産の売却価格が当該固定資産の売却時の帳簿価格を不足する金額 |
| 固定資産譲渡損 | | 固定資産の譲渡に係る損失 |
| 固定資産除却損 | | 固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費 |
| 減損損失 | | 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 |

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程の施行のために必要な行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常勤」を削り、同条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同」を削る。

第2条に次の2項を加える。

2 職員等のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に支給する旅費については、亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

3 職員等のうち法第3条第3項第2号又は同項第3号に掲げる職を占めるものに費用弁償として支給する旅費については、給与規程の定めるところによる。

第3条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行す

る。

(経過措置)

2 この規程による改正後の亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この規程の施行のために必要な行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

「揭示済」

亀岡市上下水道お客様センター設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市上下水道お客様センター設置規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道お客様センター設置規程（平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「窓口」の次に「、来庁者案内」を加え、同条第6号中「公共汚水ます」の次に「、特定施設」を加え、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 上下水道に係る事故通報受付及び初動対応に関すること。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和4年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住 所 |
|------|----------------|----------------|----------------------|
| 317 | 株式会社 藤野設備工業 | 代表取締役 藤野 貴行 | 京都市伏見区竹田 泓ノ川町41-1 |

2 指定日

令和4年3月11日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和4年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年3月11日

2 指定業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------------|----------------|----------------------|
| 308 | 株式会社 藤野設備工業 | 代表取締役 藤野 貴行 | 京都市伏見区竹田 泓ノ川町41-1 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和4年3月16日から令和4年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

令和4年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日
令和4年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域
篠町篠（下西山・下中筋）、浄法寺中村、大井町小金岐2丁目、千代川町小林下戸、曾我部町穴太（奥田・新カへ）、南条北向田、蕨田野町太田竹ヶ花、佐伯飼条、芦ノ山イノシリ、奥条須川、吉川町穴川の場、大井町南部土地区画整理事業区域内の各一部
- 3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 4 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
(1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月10日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「医療職給料表(1)」の次に「又は医療職給料表(3)」を加え、「、月額308,600円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後15年を経過した日から1年経過するごとにその額を減じて支給する」を「支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(以下この条において「医師」とい

う。) 月額308,600円を超えない範囲内の額(採用の日から35年以内の期間、採用後15年を経過した日から1年経過するごとにその額を減じて支給する。)

- (2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員
月額4,000円

第5条第2項及び第3項中「職員」を「医師」に改め、同条第4項中「第2項の職員」を「医師」に改め、同条第5項中「職員」を「医師」に、「別表第5」を「別表第7」に改める。

(亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬の支給については、給与規程第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「4,000円」とあるのは、「4,000円に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

「揭示済」

公 告

亀岡市立病院公告第1号

令和4年2月18日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和4年7月31日までとする。

令和4年3月10日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

1 2 3 4

「揭示済」